第９回大阪府森林等環境整備事業評価審議会

令和２年２月７日

【司会（髙橋森林支援主査）】　　お待たせしました。定刻になりましたので、ただいまから第９回大阪府森林等環境整備事業評価審議会を開催させていただきます。

　私は本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり推進室の髙橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

　本日の会議は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づき、公開としておりますので、あらかじめご了承願います。

　本会議の委員につきましては、今年１月末の任期満了の後、翌２月１日より継続もしくは新規に７名の委員の皆様にご就任いただきました。会議に先立ちまして、まずは委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

　増田委員でございます。

【増田委員】　　増田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（髙橋森林支援主査）】　　藤田委員でございます。

【藤田委員】　　藤田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（髙橋森林支援主査）】　　浅野委員でございます。

【浅野委員】　　浅野でございます。よろしくお願いします。

【司会（髙橋森林支援主査）】　　蔵治委員でございます。

【蔵治委員】　　蔵治でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（髙橋森林支援主査）】　　梶原委員でございます。

【梶原委員】　　よろしくお願いします。

【司会（髙橋森林支援主査）】　　鍋島委員でございます。

【鍋島委員】　　鍋島です。よろしくお願いします。

【司会（髙橋森林支援主査）】　　なお、冨宅委員につきましては、本日、所用によりご欠席となっております。

　次に、事務局を務めます大阪府環境農林水産部の出席者につきましては、お手元の資料に配席図を添付させていただいておりますので、ごらんください。紹介につきましては省略とさせていただきます。

　それでは、開会に当たりまして、事務局を代表しまして環境農林水産部長の南部より一言ご挨拶を申し上げます。

【南部環境農林水産部長】　　開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

　委員の皆様方には、お忙しい中、本日の審議会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。とりわけ梶原先生、蔵治先生におかれては、大変遠方からご出席を賜り、ほんとうにありがとうございます。

　さて、今でも記憶に新しいところなんですけども、一昨年の台風２１号の被害でございますが、あのときはテレビの映像では関空の連絡橋にタンカーが衝突をするというシーンが印象的ですが、実は大阪では農林水産業がかなり被害を受けていまして、とりわけ林業につきましては高槻北部を中心に７００ヘクタールの風倒木被害がございました。この７００ヘクタールと申しますと、関空に例えますと関空１期・２期で１,０００ヘクタールでございますから、関空の４分の３に当たる森が倒れてしまったということでございます。こういう森林の災害は、風ではございませんけども、昨年は中部地方から関東、福島のあたりまで、これは大雨によって山腹崩壊をするなどといった非常に最近災害が頻発をしておりまして、これを予防するためには、森林の防災機能の向上でありますとか適切な維持管理の重要性が改めて認識をされているところだと思っております。

　そこで、今年度から公布をされております国の森林環境税につきまして、来年度当初は２００億の配分予定でございましたが、４００億、倍額にするということが報道されておりますし、また、本来全額になるのが６００億円でございますけども、これについても令和１５年度が予定でございましたけども、令和６年度ということで大幅に前倒しをすると聞いております。大阪府におきましても、この譲与税の使途につきましては、効果的な森林整備の推進と府内産木材のさらなる利用拡大につながるように、市町村に対しまして技術的な支援でありますとかさまざまな情報提供をより一層行っていきたいと思っております。

　本日は、府のほうの森林環境税事業の今年度の進捗状況と次年度の事業予定についてご議論いただきたいと思っております。また、近年の先ほど申しましたように豪雨から、また、あわせて猛暑から府民の安全安心を守るため、来年度から森林保全対策及び猛暑対策を緊急かつ集中的に実施することとしておりまして、これに要する財源を現行の森林環境税を４年間延長することとなりました。本日は、来年度以降予定しております本事業の内容や事業の評価手法につきましてもご議論をいただければと考えております。委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、ご審議を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会（髙橋森林支援主査）】　　次に、本日配付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

　次第と配席図、資料１としまして条例改正について、資料１－１から１－４、資料２としまして大阪府森林等環境整備事業評価審議会会則、裏面に委員名簿を記載したもの、資料３として第８回大阪府森林環境整備事業評価審議会議事要旨、資料４として令和元年度実施状況および２年度実施予定の森林環境整備事業について、資料５－１としまして令和２年度実施予定の森林等環境整備事業について（危険渓流の流木対策事業）、資料５－２としまして令和２年度実施予定の森林等環境整備事業について（都市緑化を活用した猛暑対策事業）、資料６としまして森林等環境整備事業の評価指標です。

　資料の不足はございませんでしょうか。

　それでは、議事に入らせていただきたいと存じます。

　なお、本日の会議でございますが、冨宅委員につきましては所用によりご欠席ではありますが、評価審議会規則第４条の規定により、過半数以上の委員が出席しておりますので、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

　まず、事業の説明の前に、大阪府森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例の改正について、事務局からご説明させていただきます。

【朝田森林支援補佐】　　森づくり課森林支援グループの朝田と申します。資料１について説明させていただきたいと思います。

　条例の改正について、まず最初に説明をさせていただきます。資料のほう、ホチキスどめで資料１－１から１－４まで４枚とじさせてもらっております。

　資料１－１なんですけれども、条例の改正について簡単にまとめさせていただきました。

　現在の条例なんですが、平成２８年度から今年度、令和元年度まで４年間、個人の府民税を均等割３００円の超過課税を実施させていただきました。今年度で終了の予定でした。

　そんな中なんですけれども、近年、豪雨による大規模な災害が多発していること、それから、災害並みの猛暑から府民の安全安心を守るといった、こういった背景に基づきまして、今年度９月議会のほうで議論をしていただきまして条例を改正いたしまして、再度４年間この超過課税の３００円の徴税をまた継続するということで決定しております。

　それに伴いまして、この税を使いましたその使途につきましても、これまでの森林の防災に加えまして、暑熱環境の改善に係る施策についても使っていこうということで考えております。

　この条例の改正なんですけれども、令和２年４月１日に施行されます。現在の条例が３月３１日で切れますので、その翌日から継続ということになります。

　それに伴いまして、大阪府附属機関設置条例のほうなんですが、これにつきましては、２月１日付でこの条例の改正について施行されております。これにつきましては、現在委員の皆様なんですが、１月３１日で一応任期が切れておりまして、先日各委員の方々にお願いをいたしまして、２月１日付で委嘱をさせていただいたところなんですが、その２月１日から附属機関条例も新しく改正させていただいております。

　その改正の内容につきましては、次の資料１－２、これが両面になっておりますが、表面のほうが条例の改正の新旧対照表になっております。裏面のほうが本評価審議会の設置の条例の新旧対照表になっております。

　次に、資料１－３なんですけれども、この税の使い道ですね。使途の部分につきまして考え方をまとめさせていただいております。

　資料１－３は全体的なことを書いておるんですが、本日の説明は、一番下の使途の欄について説明させていただきたいと思います。

　令和元年度までの４年間の森林環境税につきましては、大きく２つに分けまして、自然災害から府民の暮らしを守る防災的なことに使ったのが１点、それから、健全な森林を次世代につなぐためということで、森林が計画的に回っていくための施策ということ、この２点を大きく実施させていただいておりました。

　令和元年度で徴税が終わりまして、令和２年度からは、一番右端の欄、これが次の４年間での使途を考えておるんですが、ちょうどこのタイミングで今年度から国のほうの森林環境税、これが市町村に渡る際には森林環境譲与税という名前になるんですが、先ほどうちの部長の挨拶でもこのことを述べさせていただいたんですが、これが今年度から既に市町村へ譲与が始まっておりまして、来年度は倍増していくという形で実施されていきます。

　これにつきまして使い道のほうなんですが、真ん中の欄の一番下の網かけをしてあるところなんですが、市町村で森林整備及びその促進に関すること、間伐や担い手の確保、木材利用の促進、また、それらの普及啓発ということで、今まで大阪府で令和元年度までやってきました一番左の欄の下側２つ目ですね。健全な森林を次世代につなぐと、こういった部分につきまして、森林環境譲与税で市町村が行っていくという形に制度がなっております。

　ですので、大阪府の令和２年度からの森林環境税につきましては、この健全な森林を次世代につなぐための事業の部分については実施をせずに、１つ目の防災的な部分、これについて、豪雨災害等の新たな知見に基づく土石流・流木対策という形で行っていこうと考えております。

　もう１点が、先ほど資料１－１でも簡単に触れさせてもらったんですが、暑熱対策の改善に係る施策ということで、近年、熱中症の患者の救急搬送の数が非常に増えてきて、災害並みのことになってきておるということで、府民の安全を守るための暑熱対策についても取り組んでいこうということで考えております。

　この令和２年度からの取り組みの２つにつきましては、本日後ほど資料で改めて詳しく説明をさせていただきます。

　最後、資料１－４ですが、これが先日やっとでき上がったところなんですが、この令和２年度から行います新たな森林環境税についての府民に知っていただくためのチラシをこのように両面でつくっております。あと、これに合わせて同じような内容でポスターもつくっておりまして、これをいろいろな府民の方が見ていただけるところに配置して周知を図っていきたいと考えております。

　条例の改正については以上です。

【司会（髙橋森林支援主査）】　　続きまして、会長の選任についてですが、事務局から提案させていただきます。

【朝田森林支援補佐】　　引き続いて説明させていただきます。

　資料２のほうなんですが、Ａ４の裏表なんですけれども、本審議会の規則について資料２でつけさせていただきました。改正に基づきまして、一番下に書いてありますが、令和２年２月１日からこの規則で施行しております。

　ただ、内容的には変わりませんで、第３条のほうに書いておりますが、「審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める」と定められております。

　委員の互選で会長を決めてから議事に入っていきたいと思うのですが、事務局の提案といたしましては、令和元年度までの４年間の森林環境税のこの評価審議会のほうで会長、議長を努めていただきました増田委員にお願いできればと考えておるのですが、委員の皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【司会（髙橋森林支援主査）】　　それでは、増田委員に会長をお願いしたいと存じます。これ以降の議事につきましては、審議会規則第４条の規定によりまして、増田会長に議長をお願いしたいと存じます。

　増田会長、議長席へ移動をお願いします。

（増田会長、議長席へ移動）

【司会（髙橋森林支援主査）】　　増田会長、よろしくお願いいたします。

【増田会長】　　改めまして増田でございます。皆さん方のご推挙によりまして、会長という大任を仰せつかりました。前期から引き続いた部分と新たに加わった役割もあるということでございますので、よろしくお願いしたいと思いますし、皆さん方の血税をいかに有効に公正に使っているかということがここの使命だと思いますので、忌憚ない意見交換をしながら公平性、公開性等々高めながら進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願いしたいと思います。

　それでは、まず最初に、私のほうから会長代理を指名するというのが規則の第３条３号に規定されております。したがいまして、僣越ですけれども、会長代理に関しましては、森林防災がご専門である蔵治委員にお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【増田会長】　　ありがとうございます。

　それでは、お手数をおかけしますけれども、蔵治委員に会長代理をお願いするということで進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

　それでは、通常の議事に入っていきたいと思います。本日、先ほどもございましたように、議事３から５までもございます。順次進めてまいりたいと思いますけれども。

　まず最初に、議事録の署名のご指名をさせていただきたいと思います。蔵治委員と鍋島委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

　それでは、議事に入っていきたいと思います。

　まず最初に、議事に入ります前に、少し前年度の振り返りということで、まずご説明いただいてから議事に入るということになっておりますので、前回の振り返りをご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

【田中森づくり参事】　　森づくり課参事の田中でございます。

　それでは、資料３をごらんください。前回の振り返りといたしまして、第８回の評価審議会の議事要旨でございます。これについて説明させていただきます。

　前回は、平成３０年度の森林環境整備事業実績に係る評価および令和元年度事業計画について議論いただきました。

　まず１つ目が、危険渓流の流木対策事業でございますが、主な意見といたしましては、昨年度は甚大な風倒木被害があった中、予定どおりできていない部分もあるが、これだけの実績を上げているのであればかなり評価できるのではないかという意見をいただいております。１つ飛ばしまして、評価につきましては妥当であるという意見をいただいております。

　次に、主要道路沿いにおける倒木対策事業でございますが、丸の２つ目、風倒木被害の財源は、前回の会議でさまざまな予算を活用して処理するとのことだったと思うが、そのあたりの整理はどうなっているのかという意見に対しまして、主要道路沿いにおける倒木対策の予定地における風倒木被害１４.４ヘクタール、これは森林環境税により実施、それ以外の箇所については、国庫補助事業を活用した災害復旧事業や治山事業により復旧することとしていると回答させていただいております。

　次の岬町孝子地区の０.１ヘクタールの計画に対し、実績が１.８ヘクタールとなっている。これは地権者の同意が得られたため増えたのか、または現地を精査して必要だから増えたのかというご意見に対しまして、この地区は、平成３０年度、令和元年度の２カ年で実施する予定であったが、前倒しして実施できたため実績が増えたものと回答させていただいております。

　評価については妥当であるという評価をいただいております。

　続きまして、持続的な森づくり推進事業の基盤づくりでございます。

　丸の１つ目、事業効果の写真を掲載しているが、３０年度に実施した地区でないのであれば、その旨を記載すべきでないかという意見をいただきました。これに対しまして、過年度に実施した箇所の事業効果であることがわかるように注釈を入れますということで回答させていただいております。

　評価につては妥当であるという意見をいただきました。

　裏面でございます。

　持続的な森づくり推進事業の人材育成、丸の３つ目ですが、最終年ということで、知識として一体何が獲得できたのか、また、何が課題として残されていて、それをどのような形で補っていくのかを整理するべきという意見をいただきました。これに対しましては、今年度の人材育成の中で整理していきますという回答をさせていただいております。

　評価につきましては、妥当であるが、最終年度を意識して技術体系的に課題と獲得できるものの整理をしてもらいたいということで意見をいただいているところです。

　続きまして、持続的な森づくり推進事業の未利用木質資源の活用についてでございます。

　丸の１つ目ですが、この仕組みが事業終了後も継続されるということは、経済的に成立していると理解していいのかというご質問に対しまして、利益が出るというところまではいかないわけですが、活動を継続していける範疇には入っているということで、とんとんではできているということで回等させていただいております。

　評価については妥当であるという評価をいただいております。

　続きまして、子育て施設木のぬくもり推進事業でございますが、これにつきましても、評価について妥当であるという意見をいただいております。

　次に、その他の質疑でございますが、丸の２つ目、国の森林環境譲与税ではハード整備ができないので、府独自施策として森林環境税により災害の未然防止対策が重要という意見、それから、丸の４つ目で、府民の安全安心を守るという意味では、猛暑対策も自然災害の対策という位置づけの中で森林環境税を活用していけるのではないかという意見をいただいたところです。

　以上が前回の振り返りでございます。

【増田会長】　　ありがとうございました。

　ただいま前年度の振り返りをいただきましたけれども、何かご質問等、お気づきの点ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

　もしも何かございましたら事務局のほうにお伝えいただくということで、議事を前に進めてまいりたいと思います。

　それでは、議題３、令和元年度までを徴収期間とする森林環境税による森林環境整備事業の令和元年度実施状況および２年度の実施予定について、ご説明いただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

【村上森林整備補佐】　　それでは、資料４によりまして、現行の森林環境税の事業について説明させていただきます。

　１枚めくっていただきまして、目次のほうで（１）から（６）まで事業名が書いておりますけれども、（１）の危険渓流の流木対策事業と（２）の主要道路沿いにおける倒木対策事業につきましては、事業期間が令和２年度までとなっておりますので、今日のご説明のほうでは令和元年度の事業と令和２年度の予定の事業とを説明させていただきます。それから、（３）から（６）までの事業につきましては、令和元年度で事業が終了いたしますので、令和元年度の事業の取り組みの説明をさせていただきます。

　それでは、初めに、（１）危険渓流の流木対策事業について説明させていただきます。

　資料右肩のほうに（１）－１と書いてあるページからですけれども、１枚目、２枚目につきましては事業当初から添付させていただている資料ですけれども、目的につきましては、土石流や流木被害を未然に防止するということで実施しております。

　事業対象区域ですけれども、山地災害危険地区の中の崩壊土砂流出危険地区内で実施いたしまして、保安林外の保全対象２０戸以上ある治山事業が未着手の地域で実施しております。全事業で３０カ所を実施する予定となっております。

　事業の内容ですけれども、ハード対策としまして、土石流発生を抑止する治山ダムの整備と流木となる危険性の高い渓流沿いの立木の伐採・搬出、防災機能を強化する荒廃森林の整備、ソフト対策といたしまして、防災教室の開催、地域と協働による森林危険情報マップの作成としております。

　次のページをめくっていただきまして、これが事業のイメージ図でございます。事業開始以前に起きている災害の写真なんかを左のほうに載せさせていただきまして、右端の下のほうに事業の整備のイメージの写真をつけさせていただいております。

　次に、資料（１）－３ですけれども、令和元年度事業につきまして説明させていただきます。

　令和元年度の事業は２１カ所で実施しておりまして、新規の箇所といたしましては６カ所、継続箇所で１５カ所実施する予定で、今現在実施しているところです。２１カ所の全体の整備内容ですけれども、土石流対策として、治山ダムが２４基、森林整備のほうは４５ヘクタール、流木対策といたしまして、渓流延長で４,７００メーター、減災対策といたしまして、森林危険情報マップを１５カ所、防災教室を１４カ所で開催する予定としております。

　次に、令和２年度の事業計画ですけれども、１３カ所実施を予定しております。全て、最終年度ということで継続箇所が１３カ所で実施する予定としております。全体の数量といたしましては、土石流対策の治山ダムとして１４基、森林整備が２２ヘクタール、流木対策が１,２００メーター、減災対策としまして、森林の危険情報マップと防災教室を各９とさせていただいております。

　右のほうに各箇所の図面を添付させていただいております。赤丸の二重丸が令和元年度と令和２年度に実施する１３カ所であります。黒丸で示していますのが令和元年度で事業が完了する８カ所でございます。合わせて２１カ所表示しています。令和２年度の事業によりまして、当初の計画の３０カ所全てが完了することとなります。

　危険渓流につきましては以上です。

　続きまして、（２）の主要道路沿いにおける倒木対策事業の説明をさせていただきます。右肩のほうに（２）－１と示させていただいている資料でございます。

　この事業は、ナラ枯れや放置竹林の枯損木等が国道や府道へ倒木することによる被害を未然に防止する事業となっております。

　事業の概要としまして、事業の対象区域は、山地災害危険地区の山腹崩壊危険地区としております。府県間等を結ぶ主要な国道や府道の２０路線沿いの山崩れの危険がある森林を対象としております。

　全体の事業箇所ですけれども、ナラ枯れ対策として約５０カ所、放置竹林対策として約４０カ所としています。

　事業の内容につきましては、ナラ枯れ対策といたしましては、ナラ枯れ等の病虫害の被害にあった森林の予防伐採と被害木の処理をしております。放置竹林対策としましては、竹の伐採とその後に植栽した後の草刈りとか、あと、広葉樹の植栽等を実施しております。

　次のページをごらんください。

　（２）－２ですけれども、これが事業のイメージ図でございます。整備前に道路ののり面の上部にあるナラ枯れとか竹林が道路に影響がないようにきれいに整備して健全に持っていくという事業でございます。

　次、めくっていただきまして、（２）－３の資料でございます。

　今年度の事業ですけれども、１３路線で実施しておりまして、ナラ枯れについては１５カ所、１８.４ヘクタール、放置竹林につきましては１２カ所、１.８ヘクタール、あと、風倒被害の２カ所、１４.４ヘクタールを実施しているところです。

　それから、令和２年度の事業ですけれども、令和２年度は８路線で実施する予定にしておりまして、ナラ枯れで６カ所、１１.８ヘクタール、放置竹林で９カ所、１.７ヘクタール、風倒被害で１カ所、５.８ヘクタールということで来年度実施することにしております。来年度の事業によりまして、当初予定していました２０路線全てで事業が完了することとなります。

　右のほうにその路線の位置を示した地図を載せさせていただいております。赤い点線の部分が令和元年度と２年度に実施する８路線であります。黒い実線の部分が令和元年度に事業が完了する１３路線であります。

　主要道路沿いにおける倒木対策事業については以上でございます。

【朝田森林支援補佐】　　引き続きまして、森林支援グループのほうから、同じく資料４の（３）から（６）までの４つの事業を説明させていただきます。

　それぞれのページの右上に資料番号を振らせていただいていますが、（３）－１をごらんください。

　３つ目の事業ですが、持続的な森づくり推進事業の基盤づくり事業についてです。

　この事業につきましては、小規模・分散化した森林を団地化して集約化しまして、そのエリアの基幹的な作業道の例えば舗装ですとか木材を集める木材集積土場を設置したりという、森林を経営していくための基盤をつくることを支援する事業となります。

　この事業につきましては、事業概要の中の１つ目の丸、事業箇所数の欄ですが、始めました当初は３４地区で実施をしていくということにしておりましたが、台風の風倒木被害を受けまして、平成３０年１１月の本審議会のほうで出灰地区を廃止ということでご承認いただきまして、３３地区と計画を変更したところです。

　真ん中の右のほうに表を載せておりますが、令和元年度につきましては３地区新規着手しまして、過年度から継続して実施しております地区を合わせて今年度２５地区を実施しまして、この３３地区を全て今年度で終了するという、その予定で進めております。

　次の資料（３）－２及び（３）－３をごらんください。

　（３）－２のほうに、それを地図に落としたものと表に再度あらわしたものを載せております。赤枠で囲みましたところが今年度、令和元年度の事業実施についてあらわしておりますが、緑色で塗ったところが今年度実施地区になります。緑色に塗ったところは２４地区ということで、先ほど今年度２５地区を実施しまして３３地区全てと言ったんですが。

　この中で３つ目の黄色になっております二料地区なんですが、これにつきましても、次の資料（３）－３なんですけれども、この地区も同じく台風の風倒木被害を当時受けておりまして、ただ、出灰地区と比べますと若干台風の風倒木被害がエリアが少しましだったということもありまして、この事業を継続して森林経営をやっていくかどうかということを森林所有者の方々と事業者のほうでいろいろと意見交換を続けてきたところなんですけれども、結論といたしましては、やはり危険ですので、先に防災的な処置をしてから森林経営について考えていくべきだろうということで、この森林経営についてやっていくことについてはもう少しスケジュールを見直して後年度やっていくべきということで、本事業の今年度にこの地区を事業着手することは不可能という判断に至りまして、二料地区についても廃止をさせていただきたいということでまた計画変更いたしまして、今年度２４地区を実施しまして、合計３２地区をこの４年間で実施して完了という形にしたいと考えております。

　なお、この地区でもともと予定しておりました予算なんですけれども、台風の被害を受けた地区というのはほかにもたくさんありまして、北部の管内だけではなくて、南河内の管内でも被害を受けているところがありまして、それらの地区でこの事業をやろうという際に、風倒木を処理してからでないと現場に入れないといった状況もありまして、その部分でかなり予算のほうを使っていくことになりまして、この地区であいたお金をそちらのほうへ回させていただきたいなと考えて実施をさせていただいておるところです。

　基盤づくりにつきましてはそのような状況で、３２地区を今年度完了する予定で今進んでおります。

　続きまして、（４）の事業なんですが、右肩（４）－１と資料番号を打っておりますページをごらんください。

　４つ目の事業、持続的な森づくり推進事業（人材育成）なんですけれども、この集約化した地区、この地区で次世代の森林経営のリーダーとなっていただく方を育成していこうという事業になります。４年間の事業なんですけれども、１年目は川下のほうの府内産材コーディネーターの育成ということに取り組みまして、川上のほうの森林経営リーダーの育成というのは、平成２９年度から今年度までの３カ年の事業で実施をしております。ですので、最終年度の今年度は３年目という形で行っております。

　過去、２９年、３０年につきましては、先進地の視察を行ったり座学で勉強を行ったり、それから、架線の集材ですね。こういったところの資格を取っていただいて、従来の道だけではなくて架線でも集材がしていけるようにということで、その技術的なところを習得していただくということをやってきました。

　最終年度、今年度なんですが、前回の６月の審議会におきまして、これまでの２年間でどういったことができていて、あと、最終年度へ向けて何が足りないのかというのを整理して実施に向けて検討してほしいというご意見をいただいておりました。また、先進地の林業大学校などでこういった人材育成を最終年度はどのようにやっていくかということも聞いた上で考慮してほしいということでした。

　事業体のマネジメントをされているような方々ともお話をいろいろとしていきまして、確かに知識のほうについては２年間で大分ついてきておると。あとは、座学でやって机上の空論だけで知っているというだけではなくて、それを現場で最終やはり行って自分のものにしていくということが必要なのではないかというご意見もいただきました。

　林業大学校も２つの県ほどにお聞きをしたんですが、最終送り出す際に最後どのようにしているかといいますと、オン・ザ・ジョブ・トレーニングということで、いろいろな事業体のほうに出ていっていただいて、実際そこで働いて、最後経験を積んで卒業していただくという形で実施しておりますということで、京都のほうの林業大学校なんかは、大阪府森林組合に派遣をして、大阪府森林組合で実際に仕事をして卒業を迎えているといった、そういった実態というのもわかってまいりました。

　ですので、今年度、最終年度につきましては、そういった実地でも経験を積むというところに力を入れて行おうということで、次の資料ナンバー（４）－２のほうなんですが。

　今年度、全部で４回なんですけれども、１回目につきましては従来と同じで、架線の免許試験に合格をしていただきたいということで、その講習を行っておりますが、２回目、３回目なんですけれども、こちらのほうは実地で架線集材を行っていくためのものということで、１２月５日の２回目につきましては、まずは一度座学でやっておるんですが、１月２３日につきましては、高槻のほうの実際の現場で、集材のスイングヤーダーなんですが、機械を持っていきまして、現地で実際の習得作業というのを行いました。

　最終、４回目はまだこの後なんですが、３月の下旬にこの３年間の得られたものについての成果報告会という形をとりまして、この事業について終了していこうかと考えております。

　次の５つ目の事業なんですが、資料（５）－１をごらんください。

　持続的な森づくり推進事業の未利用木質資源の活用の事業につきまして。

　この事業につきましては、ボランティア団体さんの力をかりまして、林内に残っている未利用の木質資源を有効に使っていく仕組みをつくろうという事業です。核となるボランティア団体、これにつきまして委託を受けていただいたのが日本森林ボランティア協会さんなんですが、ここが核となる事務局の機能を担いまして、その下にいろいろなボランティア団体が実際の作業をするという形でぶら下がって、実際の現場で木を出して売り先にまで持っていくというその仕組みを行っていくという事業です。

　目標としましては、２９年度からの３カ年行いまして、３年目の今年度、延べ人数３００人の方と６団体が活動しおるという、これを目標にやってまいりました。

　次の（５）－２をごらんください。

　令和元年度、今年度の事業を主立ったものを幾つか抜き出しておりますが、まずは、林内作業車の研修会といったものを行っております。その後、林内に残っている未利用材を回収したりという作業に入ってきておりまして、あと、その他危険木とか倒木といったものが、ほっておきますと朽ちて倒れているだけになりますので、今の間にそれを伐採して搬出するということも行っております。

　今日現在なんですが、述べ参加人数は３１８人、活動団体については６団体という形で、現在、既に目標の数字は超えておるという状況です。この後、年度末に向けまして活動をやっていきます。さらに、現在まだ販売のところまではやっておりませんで、搬出は、あくまで林内の出しやすい場所まで集積という作業になっておりますので、これから活用していく例えばバイオマス発電所なんかに搬出をしていくという形に今年度はなってまいります。

　今年度で事業を終わりまして、来年度以降この事業がない中でこの仕組みがどうなっていくかという部分なんですが、前回の審議会でもお話をさせていただいたんですが、このボランティア団体さんとお話をしておりまして、この事業の仕組みの形で今後も継続していくめどが立っているという状況でして、うちのこの事業がなくてもこの仕組みを実施していきたいというご意向でお聞きしております。団体数なんかもできれば徐々に増やしていきたいということでお考えをいただております。

　ただ、この活動に必要な例えば林内作業車ですとかそういった機材なんですが、事業が終わりますと、本来でしたらこれは大阪府のものになりますので、引き揚げるということになるんですが、活動を継続してやっていただけるということですので、引き続いて大阪府からこういった機械については継続して貸与をするという形で続けていきたいと考えております。

　最後に、６つ目の事業なんですが、資料（６）－１をごらんください。

　子育て施設木のぬくもり推進事業なんですが、これは少しまた違いまして、川下の木材を使っていくという側の事業でして、保育園、幼稚園などの子育て施設の内装木質化を補助するという事業です。

　もともとの事業計画につきましては、資料（６）－１の一番下に表を載せておるんですが、全体で１５０園に支援をしていきたいということで始めてきたんですけれども。

　現在の状況ですが、次のページの資料ナンバー（６）－２及びその次のページの（６）－３に今年度の事業実施の現在の手続をしている園を載せております。

　今年度、３５園について現在手続を行っております。昨年度まで合計１００園を実施してきておりましたので、４年間で、現在まででいきますと１３５園の実施ということになります。

　当初よりも１５園少ないということではあるんですけれども、次の資料（６）－４に書いておりますように、かなりいろいろな場に出かけていきまして、市町村のこういった子育て関係を所管されている部署の方及び子育て施設を経営されている方、直接お会いして何度も何度もご説明はさせていただいておりまして、実施についてご検討いただいている園については全てしていただけたのかなとは考えておりますので、１３５園で事業効果としては上がっておるのかなとは考えております。

　資料４についての説明は以上です。

【増田会長】　　ありがとうございました。

　資料４で（１）から（６）までございます。令和元年度で終わる事業と令和２年度まで複数年にわたってつながる事業がございますけれども、これをもって前期の環境税の事業が終えんするということでございます。

　何かお気づきの点、（１）から順次（６）に向かっていかがでしょうか。特にございませんでしょうか。いかがでしょう。

【蔵治委員】　　（４）なんですけれども、前回の会議でもここだけが少し課題があったかなと思っていますが。最後に３月下旬の報告会というのが残っているようなんですけども、これは川上の方が３年間やられた報告会ということだと思うんですが、報告会にどんな方が参加されることを想定されているのかということと、そういう参加してほしい方に参加を呼びかけるようなことは予定されているのかということですね。やはりこの川上の方はそれぞれの森林経営計画をつくる、団地化、集約化されたまとまったエリアの持続的な森づくりを今後推進していく人材なので、そのエリアの例えば山主の方であるとか、あるいはそのエリアから出てくる木材を利用する川中、川下の方々といった方がそういうところに参加していただくことが望ましいような気がするんですけれども、その辺の計画等について教えていただければと思います。

【増田会長】　　いかがでしょうか。

【朝田森林支援補佐】　　３月下旬のこの報告会につきましては、事業体の方々に来ていただいての報告会と考えておったんですが、今、委員お示しのお話なんですが、ぜひとも考えたいと思うんですけれども、毎年この税の成果につきまして府民説明会というものも各地域を回ってやっておりまして、そういった場を活用しながら森林所有者ですとか一般府民の方に知っていただくようなことも考えていきたいと思いますので、今後検討をさせていただきたいと思います。

【増田会長】　　ありがとうございます。まだ少し時間の余裕がありますので、よろしくお願いしたいと思います。

　ほかはいかがでしょうか。

【浅野委員】　　質問等々ではなくて、ちょっとお願いをしたいなということになるんですけども。よろしいですか。

【増田会長】　　はい。

【浅野委員】　　ありがとうございます。行政として携わっておりますその関係で、自治体としてこれから先の危機感というのを大きく持っておるんですけども、この持続的な森づくり推進事業、また、この人材育成、研修会等々、ほんとうにこれ、ありがたいなと思っております。

　ちょっと私のまちの例を紹介させていただいて、これから先どうなるのかなという心配事がありますので、お願いしたいと思います。

【増田会長】　　なるほど。わかりました。

【浅野委員】　　ご存じのように、我々、大阪の東のほうで、二上山、金剛山、葛城山の麓にあるわけですけども、財産区管理会という形で森林を今守っていただいております。その財産区の中で山をお借りして材木を伐採して売って、それで収入を得られておったという時代がありました。それはとうの昔の話で、今は材木を切り開いて売って収入源になるということはまるっきりない。そういった意味におきまして、財産区管理会に入ってくる収入は、下請さんにお任せして、そして、木を伐採していただいて材木にして売って、またそれに対して年間年貢のような形で収入を得られていると。そういうものを今までの長い長い歴史の中で今現在に至りますと、まるっきりそれがなくなりました。もうそんな下請もしておった方で材木を切り開くこともないし、そしてまた後継者もおらない。そのような形でだんだんとそれに手を入れてくれはる人がなくなってきて、もう下請も返すという形に大変なここ時代がこれから来るんじゃないかなと思っています。

　だから、その人材育成だとか研修会を実施していただいて、それを育てていただくのはいいんですけども、そのところの地区の今抱えております課題やとか、そして問題点やとか、そういうのをちょっと一遍大阪府をはじめ整理していただいてね。私、これは国が責任をとっていただかなきゃならないなと思っております。

　多分、財産区管理会のほうで山をお返ししますという形になったら、手を加える人が誰もいなくなって、ただただ森が荒れていくだけです。それに対して一体どうするのかと。ということは、その管理会のほうから、もう町へその山を渡すから町が管理しなはれという形にも多分私はなってくると思っています。そういった場合には町としてそれが管理できるのか。とても無理な話。やっぱりそういう形は、ここに地図にも書いてありますように、大阪の東のほう、北摂、また、南のほうの山のあるところの行政が一体何を苦労しておるのかというのをじっくりとちょっと考えていただいて、行く末は森林を国がとっていただくと、そして、国が管理していただくという形になっていただかなければ大変なことになると思います。

　だから、森林環境税、これは私はほんとうに賛成なんです。今回この大阪府も延長された、また、国にもあると、そういうものを有効に利用して、ほんとうにこれからのこの森林、森を守っていくためにはどうしたらいいのかということを再度現場の自治体と相談して、ちょっと頭をひねっていただきたいなという、私、思いを持っておりますので、ちょっとそこらのほう、よろしくお願い申し上げたいと思います。

　以上です。いつもありがとうございます。

【増田会長】　　ありがとうございます。直接このどういう実績を積んできたかという話ではなくて、もう少し視野の広いご質問といいますか、ご要望で、特に資料の１－３で、今後は市町村の役割も、国の森林環境譲与税の中で、今みたいに経営上成立しないようなところの森林整備ということをどう考えていったらいいのかというのが国の枠組みでもございますけど、少し何か今のご要望といいますか、に対して誰か事務局のほうでお答えいただけるところはございますか。いかがでしょう。

【田中森づくり参事】　　今、増田会長のほうからもおっしゃられましたように、今年度から国の森林環境譲与税というのが始まっております。特に来年度からは税額も２倍になるということで、この税をどうやってそういう経営の成り立たない森林のところでうまく活用してその森林を保全していく、山を守っていくということをやっていかないといけないと思っております。そのためには、府だけとか国だけということではなくて、やっぱり地元の自治体さんと膝を突き合わせて意見を交わして、地元にも入っていって、いい方向に対策をとっていく必要があると思っていますので、そこは今年始まったところなんですけれど、今後、各市町村さんと府で意見交換をしながら、それからあと、我々大阪府みどり公社という外郭団体にそういう国の森林環境譲与税の窓口というのもつくっておりますので、そこも入って、いい形で府内の森林が保全されるように努めていきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いしたいと思います。

【増田会長】　　よろしいでしょうか。

【浅野委員】　　はい。

【増田会長】　　多分これから市町村と府との連携ということも非常に重要になってきて、特に技術者の少ない市町村の役割が結構大きくなっておりますので、それに対しては、多分府なんかのサポートをいただきながら前に進めていくみたいなことが必要かと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

　今ので蔵治委員、何か一般論としてございますかね。いかがでしょう。

【蔵治委員】　　ありがとうございます。今ご説明いただいたおそらく財産区が所有されている森林なんだと思うんですけども、それはおそらく今後その市町村に所有権を移すような形になる可能性が高いと思いますし、そうなると、もうそれは要するに市有林とか町有林とかいう形でその市町村みずから山主になりますので、その森をどう生かすも殺すもやはりその市町村次第みたいになっていっちゃうと思うんですよね。

　それをどうにかするための少しの助けにするために森林環境譲与税というものが市町村に配分されるんですけども、おそらくお金的にはそれでは多分十分ではない金額しか来ないんだろうと思いますので、そこから先はほんとうに市町村の中でよく考えていただいて、全てを有効に活用するということは難しいかもしれないので、もう諦める、つまり自然に返すみたいな場所と、あるいは、逆にアクセスが少しいいところは、何か環境教育的な利用とか、あるいは木材を出してもいいわけですし、そういう少しゾーン分けみたいなのを考えていただいて長期的に検討していただくのがいいのかなと思いますし、大阪府あるいは国はきっとそういうことについて十分アドバイスをできる体制は整えていらっしゃると思いますので、遠慮なく相談されればいいのかなと思いました。

【増田会長】　　よろしいでしょうかね。

【浅野委員】　　ありがとうございます。いろんな課題がありますので、またこれから。

【増田会長】　　わかりました。

　ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

　これ、基本的には今年度事業に対して妥当ということの結論を得ておく必要性があるんでしたっけ、この会議の中で。ということですね。

　だから、前年度されてきた事業についての妥当性と、今年度残りの事業ですけれども、平成２年度の残事業としての妥当性というのをここでは一応認めるということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【増田会長】　　ありがとうございます。

　ありがとうございました。

　それでは、あとは、新制度といいますか、「等」が入った新たな条例に基づく補助事業を具体的にどう動かしていくかということの議論に移ってまいりたいと思います。

　これは去年の北九州での新しい知見に基づく危険渓流の流木対策事業ということでご説明をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【村上森林整備補佐】　　それでは、令和２年度から始まる森林環境税の事業について説明させていただきます。

　資料の番号でいきますと５－１になります。危険渓流の流木対策事業について説明させていただきます。

　１枚めくっていただきまして、Ｒ２年度からの森林環境税では、豪雨災害等の新たな知見に基づく森林の土石流・流木対策として、引き続き危険渓流の流木対策事業を実施します。

　まず、目的ですけれども、平成２９年７月の九州北部豪雨、平成３０年７月の西日本豪雨などにより山地災害が多発しました。これらの被災地の調査等により得られた災害発生の新たな知見を踏まえ、土石流・流木対策を実施し、被害の軽減を図ることとしております。

　次に、事業概要ですけれども、新たな知見に基づく抽出方法につきましては後ほど説明させていただきますが、事業対象区域は、これは新たな知見に基づき設定したものですけれども、流域内の凹地形の割合が２５％以上の渓流で、渓流の勾配が１８％（１０度）以上で、保安林外の森林で、保全対象人家が２０戸以上、治山ダムや砂防堰堤の未設置の箇所を対象として実施することにしまして、事業箇所としましては５６カ所となっております。

　事業の内容につきましては、現在行っています流木対策事業と同様になりますけれども、ハード対策として、土石流発生を抑止する治山ダムの整備と流木となる危険性の高い渓流沿いの立木の伐採・搬出、防災機能を強化するための荒廃森林の強度間伐等による森林整備、ソフト対策としては、地域住民との協働による森林危険情報マップの作成や防災教室の開催を計画しております。

　次に、事業のスケジュールですけれども、新規着手箇所数といたしましては、令和２年度が１９カ所、３年度が１５カ所、４年度が１４カ所、５年度は８カ所で、全体で５６カ所でございます。事業につきましては令和６年度までに全てを完了することとしておりまして、事業費につきましては全体で約３０億としています。

　次に、下を見ていただきまして、５６カ所の選定方法について説明させていただきます。

　九州北部豪雨から得られた新たな知見といたしまして、①、記録的な豪雨により、林野庁の調査要領により明らかにしてきた山地災害危険地区の崩壊土砂流出防止危険地区外でも災害が発生していたというのが１つ目でして、次に、流域内の降雨がたまりやすい凹地形において崩壊が発生し、渓流沿いの立木や土砂を巻き込みながら流下を続け、被害が拡大したというのが２つ目です。次に、治山ダムや砂防堰堤等の構造物がない箇所かつ人家等の保全対象が多い地区では甚大な被害があったというのが３つ目です。

　これらの知見は、林野庁の流木災害に対する治山対策検討チームにより取りまとめられました「九州北部豪雨災害の山地災害発生のメカニズム」に基づくものと、大阪府の職員が実際に福岡県の朝倉市に現地調査に行って得られた知見によるものでございます。

　これらを踏まえまして重点対策箇所を抽出いたしました。現在行っている森林環境税ですけれども、これまでの対象地区は山地災害危険地区の崩壊土砂流出危険地区としていましたが、今回この危険地区内外を問わず、全ての渓流を対象といたしました。その結果、流域数でいいますと、２,９０１個が対象となりました。

　次に、凹地形が流域内に占める割合が２５％以上の箇所を抽出しております。その結果、流域数は１,８９９カ所に絞り込まれました。

　さらに、土石流の流速が増すと言われる渓流勾配が１８％を超え、治山ダムや砂防堰堤のいずれも未設置で、下流の人家が２０戸以上の箇所を抽出したところ、２４０カ所となりました。この２４０カ所について現地調査を行いまして、緊急的に対策が必要な箇所５６カ所を抽出いたしました。この５６カ所につきまして、今回の税で土石流・流木対策を行うこととしております。

　次のページをごらんください。

　事業のイメージ図と参考写真をつけさせていただいています。

　左側の写真ですけれども、近年の災害の状況ということで、特に下の写真２つ、平成３０年の７月の西日本豪雨により豊能町の木代地区の写真ですけれども、それと、能勢町の山辺地区のほうで土石流が発生している写真をつけさせていただいております。

　それから、目標とする整備内容の写真をつけさせていただいております。

　次のページをごらんください。右肩に（１）－３と書いてある資料なんですけれども。

　５６カ所の一覧をつけさせていただいています。市町村名と地区数を記載させていただいておりますが、全体で２２市町村で実施する計画となっております。一番多いのが河内長野市で９カ所、次いで能勢町の６カ所となっております。

　右側のほうに５６カ所の全ての位置を記入させていただいております。

　次のページをごらんください。（１）－４の資料でございます。

　真ん中の上の小さいちょっと見にくい表なんですけれども、年度別の実施箇所数を記載させていただいております。新規着手箇所と書いてあるところが当該年度に新規に着手する箇所でありまして、全体で５６カ所、令和５年までに全体着手するということにしております。事業期間は令和６年度までとしております。

　それから、令和２年度の事業計画でございますけれども、全体で１９カ所実施を予定しております。土石流対策といたしまして、治山ダムが７基、森林整備が２ヘクタール、流木対策が６００メーター、減災対策として、危険情報マップと防災教室が１９カ所でございます。このうち（３）の高槻市中畑地区、（６）の四條畷市下田原地区、（１１）の河内長野市岩瀬地区、（１３）の和泉市九鬼町地区については、令和２年度に工事も実施する予定としております。それ以外の地区につきましては、令和２年度につきましては測量と設計を予定しております。

　右側にその位置図をつけさせていただいておりまして、塗り潰しの赤丸のほうが測量・設計及び工事を実施する４カ所でございます。それから、白抜きの赤丸のところが測量・設計を実施する１５カ所でございます。

　危険渓流の流木対策事業については以上でございます。

【増田会長】　　ありがとうございました。

　今年度から始まる危険渓流の流木対策事業についてご説明をいただきましたけれども、何かご意見あるいはご質問等、いかがでしょうか。

【梶原委員】　　今ご説明いただいたのは、資料の５－１の令和２年度実施予定の整備事業ですよね。それで、先ほど資料４で令和元年度及び２年度の実施予定の分もありましたけど、資料４の分は４の分で令和２年度にも事業が行われる場所があって、それとは別に資料５－１で新たな枠組みというか、スキームで事業をなさるということで、別物ということでよろしいですか。

【増田会長】　　いかがでしょうか。

【村上森林整備補佐】　　おっしゃったとおりでございます。前からの取り組みと新たな取り組みが令和２年度には一緒に行われるということでございます。

【増田会長】　　よろしいでしょうか。

【梶原委員】　　そうしましたら、例えば資料の５－１のほうに、例えばその中の（１）－４に地図の上にマッピングされています。それと、先ほどの資料４のほうの（１）－３にも地図のほうでマッピングされていて、重なっている場所があるところもあれば全然違うところもあるんですけど。例えば具体的な例でいうと、千早赤阪村の千早というところは、両方ともこれ、丸がついていて、新規事業のほうでは測量計画を実施しますということですけど、令和２年度の資料４の現行の事業計画スケジュールでいうと、こっちは令和２年度も実施しますということなので、何が伺いたいかというと、これは別のところをやられるということは、地区はたまたま一緒だけど別のものをやられるということですか。

【増田会長】　　いかがですか。

【田中森づくり参事】　　たまたま大字が一緒なので、このくらいのスケールの地図になると一緒になるんですけども、渓流は全然違う場所にありますので、違う工事と考えていただければいいかと思います。

【増田会長】　　よろしいでしょうか。ちょっとわかるようにしといたほうがいいかもしれませんね。

【田中森づくり参事】　　そうですね。

【増田会長】　　資料４の（１）－３のページと資料５－１の（１）－４とで同じ名前が出てくるところについては、ちょっと注釈をつけといたほうがいいかもしれませんね。渓流が違いますという話は。

【田中森づくり参事】　　わかりました。

【梶原委員】　　引き続きもう１つ教えてください。今ご説明いただいた資料５－１の（１）－１のところでいろいろピックアップして、下のほう、選定方法のところですけど、抽出箇所を現地調査の結果２４０カ所に、そこまで絞って、その後、結局５６カ所まで絞られたんですけど、２４０から５６に絞られた。これ、どういうことを特に重視されて５６カ所に絞られたのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

　私、何で聞いているかというと、私、朝倉市、わりとしょっちゅう行っているものですから、現地でもいろんな話は自分でも聞いていましてですね。それで、大阪にも確かに当てはまるところもあると思いましたので、それで伺っている次第です。

【増田会長】　　わかりました。

　いかがでしょう。この２４０から５６に絞り込んだ過程。

【村上森林整備補佐】　　２４０から５６に絞り込んだのは、まず、現地調査、実際に農と緑の職員に現地調査に行っていただきまして、抽出された流域の中に、例えば小崩壊でありますとか、危険流木がたまっているでありますとか、あと、土石が堆積している箇所があるかとか、その辺の緊急性を実際に見ていただきまして、緊急性のある箇所につきまして５６カ所選定させていただいております。

【増田会長】　　いかがでしょうか。

【梶原委員】　　ということは、現地の状況をごらんになって、それで特に危ないところは先にやらないかんということになったんですよね。私の現地で見た感じだと、例えばそこはそうかもしれんけど、その下のほうに例えば民家なり農地が広がっているところについては、例えばその箇所の緊急性がそこまで高くないけどもひょっとしたらちゃんとやっといたほうが、要は全体として見ると被害を少なくできる可能性があるのかなと、そういうのを感じるとこもあるんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

【増田会長】　　いかがでしょうか。

【田中森づくり参事】　　下流の保全対象とか、あと、渓流の勾配とか、既に治山ダムがあるかないかということで、まず図上でその辺の物理的なところを精査して、それで２４０というのに絞っているんです。ですので、そこで被害が大きくなることが想定されるというところをまず絞り込んで、その絞り込んだ中で現地調査に行って、なおかつすぐに対策が必要なところというのが５６カ所ということですので、２４０の時点で既にそこは絞り込んでいっているということでございます。

【増田会長】　　多分それでいいますと、（１）－１の図のここですね。ここに書いてあるこの現地調査というのは、この欄ではなくて、極端なことを言ったらこいつのことの意味ですね。

【田中森づくり参事】　　そうです。

【増田会長】　　この２４０から５６に行ったこの矢印が現地調査やという理解ですよね。

【田中森づくり参事】　　はい。

【増田会長】　　ただし、そのときの現地調査はどういう視点で要するに判断しているのかという判断基準、今、質疑の中で明らかになりましたけど、ここの表には出てきてないですよね。

【田中森づくり参事】　　はい。

【増田会長】　　それは質疑の状況を受けて、この２４０から５６に行ったときの評価した視点、現地調査での。それを書いといていただいたほうが意味がはっきりしますね。

【田中森づくり参事】　　わかりました。

【増田会長】　　加筆いただくというので。今、梶原委員から質問があった内容やと思うんですけど。この現地調査の位置も多分この間のところに移動させて、どういう視点でやっているのかというのを書いていただいたほうがわかりやすいと思いますので、少し修正をいただければと。よろしいでしょうか。

【田中森づくり参事】　　はい、追記させていただきます。

【増田会長】　　わかりました。ありがとうございます。

　ほかはいかがでしょうか。

【藤田委員】　　１つの質問と１つのお願いがございます。

　まず、１つの質問のほうなんですが、先ほどご説明になっている（１）－１の事業内容の中のソフト対策の防災教室の開催ということで、これまでどおりの実施ということだろうと思うんですけれども、ちょっと右上の減災対策の防災教室を拝見いたしますと、ちょっと現場に行って説明をするという形に見えるんですけれども、具体的にどういった人を対象にどのような内容なのかみたいなものをちょっとご説明いただけるとありがたいですというのは１つ質問でございます。

　それで、１つお願いなんですけれども、ちょっと全体を通じてということになるかもしれないんですが、こちらの今回の１年でどれだけ集まるのかという額に対してこの事業は幾らということで事業費としては上がっているんですが、全体の中のどのくらいの割合がこの事業に入っているのかだとか、第１期の税収の推移なんかもちょっと気になるんですけれども、全体額は入っているんですが、トータルのその税収の中のどのくらいがこの事業に使われていて、かつ、この事業の中でソフトとハードでどのぐらいの割合で事業改革されているのかという、ちょっと出せないことはないと思いますので、次回以降そういった事業計画についての事業費の配分などもあわせてお教えいただいたほうがちょっと評価していく上ではありがたいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

【増田会長】　　いかがでしょう。最初のまず質問から。

【村上森林整備補佐】　　防災教室につきましては、地区によって多少差はあるんですけれども、基本的にはその事業を実施する下流の保全対象の人家の自治会単位で防災教室を開催するということにしております。この写真についていますのは、防災教室の前なんかでも役員さんとかに現場に来てもらったりしていろいろ説明するとかいうケースもありますので、そういったときも防災教室の一環ということで、こういう写真もつけさせていただいているところです。

【増田会長】　　あと、事業費の内訳ですよね。

【田中森づくり参事】　　そうですね。事業費の内訳につきましては、おそらくハード対策のほうが圧倒的に比率としては高いと思うんです。ただ、ハード対策とソフト対策ですと、ソフト対策というのは事業費は上がらなくても結構手間がかかるといいますか、その数字としてあらわれない部分というのがなかなか表現はしにくいのかなと思うんですけども、そこは数字としてお示しというのは十分可能ではあると思います。

【増田会長】　　多分、例えばでいいますと、令和２年度に全体としては３０億ですよね。令和２年度で２億８,７００万何がしと。この２億８,７００万何がしが基本的にはダムの設計費用なのか、施工費も含まっている場合と設計費用の場合と、それと、今の防災教室みたいな費用やとかになるので、その内訳が大まかな配分がわかるように表現できるのかどうかということやと思うんですけどね。それは可能なんでしょうね。一応予算を積み上げているわけですから。いかがでしょうかね。

【田中森づくり参事】　　そこは当然積み上げて細かく出していますので、細かく分けることはできます。

【増田会長】　　そうですね。あまり細か過ぎるのも大変ですけど、ある一定の枠組みの中でどんな配分になっているのかというのはある一定わかる程度の取りまとめというあたりですね。

【田中森づくり参事】　　多分、次年度ですので、発注の予定等もございますので、あまり細かい数字までというのはちょっとあれですけど……。

【北尾みどり推進室長】　　実際入札とかいろいろありますので、事前に細かい数字は難しいということが１つと、なので、決算ベースといいますか、事業をやった結果としてはこういうふうに使いましたと、それは整理できると思いますので、そういうお示しの仕方を検討します。

　全体としては土石流・流木対策が３０億、それから、後ほどご説明します都市緑化を活用した猛暑対策が１５億円。これを４年間で使いますので、毎年の大体税収は１１億円程度を想定してるということで、その年の収入とその年の支出がちょっと若干リンクしないところがございまして、そこはその事業の進捗度などによります。４年間トータルでこういう事業で使わせていただくという形になると思っています。

　一般財源として一応歳入しますので、４年間でこういう枠組みで使うということになりますので、毎年の間での税収とのリンケージはちょっと難しいということでご理解いただければありがたいと思います。

【増田会長】　　いかがでしょうか。

【藤田委員】　　ご説明、大変わかりました。ありがとうございます。一般会計である以上、相当額を事業配分していくということになっているのかなと思います。やっぱり府民の皆様からすると、集まった額でこんな事業をやっていますというのは非常に詳細なウエブサイト等でもご案内いただいているので理解できるんですけれども、トータルの税収に対してどのぐらいなのかというところについては、ちょっとウエブサイト等では追いかけることが難しく、ざっくりでもいいのでちょっとそのようなご案内があったほうがより府民の皆様にはわかりやすいものになっていくのではないかなと思いますので、今後ご検討いただければと思います。どうもありがとうございました。

【増田会長】　　ありがとうございます。

　ほかはいかがでしょう。

【蔵治委員】　　まず、この今説明のあった事業については、第１期の森林環境税でやってきたものの継続という意味合いだと理解していまして、何が違うかといえば、第１期では林野庁のほうが定めている崩壊土砂流出危険地区というのをまず縛りとしてかけていたんですけど、九州北部豪雨等の災害で、その縛りをかけないほうがより安全度が高まるだろうということで、その縛りを外したということと、そうしますと、今度は逆に箇所数の候補が増え過ぎちゃうので、凹地形が２５％以上という新しい知見を加えて少し絞り込んだと、そう理解すればいいのかなと思いました。

　その上でちょっと２つほど質問がありまして。

　１つは、非常に細かいことなんですけど、１枚目の紙の裏面の事業計画という青で書いた表で、令和５年からというところが２５という数字が入っているんですけど、箇所数ですね。３枚目のところの表面のほうの地図の横にある小さな表のほうに令和５年度２３カ所、令和６年度１１カ所という数字が入っていまして、ちょっとこの数字の整合性がよく理解できなかったので、ちょっと意味を教えてほしいのが１点目です。

　２点目は、この対象となる渓流あるいはその渓流の集水域の森林のことなんですけど、この２４０カ所から現地調査で５６カ所に絞り込むというときに、当然その森林の状態も見ておられるわけですが、そこでその人工林と天然林という区別があると思うんですけど、その人工林と天然林という観点はそこでの絞り込みに考慮しているのかしていないのかということですね。

　というのは、その次のページのポンチ絵、整備前、整備後の絵を見ると、流域全体が人工林だけで覆われているような場所を想定したような絵が描いてあるので。でも、実際にはこの基準で選んでいくと、流域の森林がどういうタイプの森林かというのはあんまり考慮してない形なので、その２４０から５６に絞り込むときにそういうことも何らかの考慮がされたのかなとも想像したんですが、その辺の説明をしていただければなと思います。

　以上です。

【増田会長】　　ありがとうございます。

　いかがでしょうか。

【村上森林整備補佐】　　この資料（１）－１の２５カ所というのが間違いですね。申しわけございません。ここは（１）－４の２３カ所と１１カ所を足した３４カ所というのが正解になっていると思います。申しわけございません。

【増田会長】　　そうすると、こいつでいうと、どれとどれを足したら３４になるんですかね。その（１）－４の表でいくと。

【村上森林整備補佐】　　（１）－４の令和５年度の２３カ所というのと令和６年度の１１カ所というのを足しますと３４カ所になりまして、令和５年度以降に実施する箇所数としては、この表的には３４カ所と示したほうが好ましいかなと思います。

【藤田委員】　　括弧の下は１６になるんですか。

【増田会長】　　基本的には新規着手をしていくというのと、継続してそれがつながっていって、１年で終わるやつもあれば３年間継続するやつもあるということですね、基本的には。

【村上森林整備補佐】　　いずれにしても間違っているなと思いますのは、２３カ所と書いても間違いではないとは思うんですけども、令和６年度については、令和５年度にも全部継続ですので、２３カ所という書き方もあるんですけども、例に倣っていきますと３４カ所と書くのがわかりやすいかなと思います。

【増田会長】　　なるほど。

【北尾みどり推進室長】　　括弧のそれは新規の着手ですので、１９、１５、１４、８という数字になりますから、括弧の中は８ということで。すいません。間違っておりました。申しわけございません。

【増田会長】　　よろしいでしょうか。

　もう１点。

【村上森林整備補佐】　　もう１点、人工林と天然林の話ですけども、これにつきましては、現地へ実際に調査に行っているときに森林の状況ということで多少は加味していますけれども、現実に人工林と天然林がどう評価してというところまでは評価は実施しておりません。

【増田会長】　　いかがでしょう。

【蔵治委員】　　だとすると、現場はおそらく人工林と天然林がまざって両方存在しているような流域なんだと思うんですけど、基本的にこの事業をやるのは、この事業の森林整備というのは人工林だけでやるという理解でよろしかったでしょうか。

【増田会長】　　いかがでしょう。

【田中森づくり参事】　　人工林だけということではなく、ここの（１）－２の写真の平成３０年７月西日本豪雨の下の能勢町の写真なんかを見ていただくと、これ、天然林なんですね。ですので、土石流につきましては、天然林、人工林にかかわらず現在発生しておりますので、我々が見たのは、やっぱり渓流の中で現に土砂が堆積しているとか倒木がかなりあって、これは次に台風が来たときに土石流が発生するおそれのあるという観点で見ていますので、そこが人工林だからやるとか天然林だからやらないとか、そういうとり方を示していないということで、どちらも平等に必要なとこについては対策していきたいと考えています。

【増田会長】　　これは単純な話ですけど、整備前と整備後の木の形を見ますと、整備前、全部人工林で、広葉樹が入ってなくて、整備後のやつは一部広葉樹に樹種転換が起こっているように見えるので、積極的にそういう樹種転換まで行っているのかなみたいな形で見えると。あまり樹種転換まではこんな時間内でできないので、同じ林相の表現のほうがいいかもしれないですけどね。

【田中森づくり参事】　　わかりました。

【増田会長】　　よろしいでしょうか。

【蔵治委員】　　はい。

【増田会長】　　いかがでしょう。大体よろしいでしょうか。

【蔵治委員】　　先ほどの藤田委員のご発言に関連してなんですけど、（１）－１のところの今ご指摘のあったソフト対策の事業内容なんですけど、これ、例えば整備する場所ですね、道路関係の。これですとかなり詳細に書いていて、実績はもちろんそうやって実績値も出るわけですので、とおっしゃっていたので、このソフト対策のところも予算のところの出し方というのは金額的にはあんまりアピーリングじゃないのかもしれませんけど、これ、多分統計をとっておられるんですよね。例えば何カ所やって何人来てどんなことをやってみたいなことは多分やっておられると思うので、せっかくよい事業をなさるんですから、それ、結果のところは、すいません、私の勉強不足で、出しておられるのでしたらもうそれはそれで構いませんし、もし出しておられないのでしたらそういう統計を出されてもよろしいのかなと思うんですけど。

【増田会長】　　そうですね。先ほどご回答いただいたように、決算ベースで一体どうなったのかというのを支出した費目別に出せば出てくると思いますので。ありがとうございます。

　ほかは。

【藤田委員】　　今のことに関連いたしまして、やはりこちらの今回の事業ってハード中心でいろいろご検討された結果をご報告されているんですが、事業内容のところはハードとソフトともう完全に明確に分けているんですが、説明の大半はハードになっているので、その書き分けというか、ちょっとソフトのほうが書くことが少ないとかいう事情もおありかもしれないんですけれども、こちらの事業全体を説明しているという１枚のまとめでいいますと、ちょっとソフトのほうの情報もご検討いただければなという気がいたします。よろしくお願いします。

【増田会長】　　ありがとうございます。多分これを見ると、１地区に全部ソフト対策、１カ所ずつ全部ついていますよね。減災対策の中で森林危険情報マップ作成のやつが１、１、１とか防災教室１、１、１と。だから、これ、多分、先ほどの質疑の中でやはり誰を対象にやっているのかというのは非常に重要なので、保全家屋を含む自治会を対象にしていますとか、何かそういう対象者を書いていただくとよりわかりやすいかなと思いますね。全く違う広範囲で呼んでいるのか、あるいはダイレクトに被害が想定される保全家屋の方を含む１つの地域のまとまりをやっているというのは非常に重要なものですから、それを書いていただくとよくわかるということでしょうかね。

【田中森づくり参事】　　ソフト対策についてももうちょっと丁寧に書かせていただきます。

【増田会長】　　わかりました。ありがとうございます。

【赤井森づくり課長】　　具体的にどんなことをやったかという部分につきましては、毎年度ご審議いただいています実績の評価、一定事業完了後の効果のところで詳しく丁寧にまたご説明させていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

【増田会長】　　わかりました。ありがとうございます。

　よろしいでしょうか。

　少し資料の加筆はあるとして、事業の展開としては、皆さん方から妥当性があるという形で前に進めるということでよろしいでしょうか。資料等々については少し補足をいただいたりして、あるいは誤記のところを修正いただいたりしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

　それでは、続きまして、あと２つ議題がございます。新たな事業と、それと、それに基づく評価指標という２つ議題が残っておりますので、少しペースを上げまして、資料５－２を用いました都市緑化を活用した猛暑対策事業についてご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

【仲みどり企画参事】　　みどり企画課の仲と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

　猛暑対策事業につきまして、背景から今後事業を次年度以降４年間どんなふうに進めていこうとしているのかということにつきまして、順次ご説明をさせていただきます。

　１ページお捲りいただきまして、こちらでは、まず左上のところでございますけれども、大阪の暑さの状況につきまして簡単に整理をさせていただいております。左の一番上の表でございますけれども、これは１９７０年から１０年ごとに区切りまして、その間に最高３５度以上の猛暑日が大阪と東京で何日あったかといったものを整理したものでございますが、ご覧いただきましたとおり、この３０年間で２倍以上に増えておるということと、それから、大阪が東京と比べて格段に猛暑日が多いということをご確認いただけるかと思います。

　右側は、１９００年からの気温上昇を気象庁のデータをもとに整理をしておりまして、１９００年から１９５０年までの５０年間と、それ以降の５０年間に１０年当たりどれだけ気温上昇があったのかということを整理しておりますが、気温上昇が右肩上がりで、それがさらに加速しているということをご覧いただけるかと思います。

　このような中で、下のところでございますけれども、大阪府民にも多くの健康被害が起こっているわけでございますけれども、左の下の表は、どこで救急搬送が発生しているのかといいますのを大阪と全国を比べて整理したものでございます。よく新聞等でごらんになられますように、住居の中での発生が約３割と、同じような大阪、全国とも傾向を示しておりますけれども、第２位が実は道路でございまして、道路といいますのは、右下のところにそれぞれ定義がありますが、一般道路から高速道路まで、これを道路と定義しておりますけれども、全国平均１５.６に対して大阪が２６％といった数値になっております。これは例えば東京も同様な傾向で、２３.３％になっておりまして、逆に、例えば北海道ですとか岩手ですとか、また、沖縄ですとか鹿児島といったいわゆる地方部になりますと１０％前後といったことで、都市部で高く地方部で低いといった傾向を示しております。

　次、２ページをお願いいたします。

　左は、環境省のガイドライン、イベント時におけます熱中症対策のガイドラインからの抜粋でございますけれども、東京を１としたときに、大阪と福岡がそれぞれ熱中症の発症リスクが相対的にどれだけなのかということをお示しいただいておりますけども、ご覧いただきますように、東京に対して１.４倍といったリスクが指摘されております。

　右側は、これは厚生労働省の人口動態調査統計からのデータ作成でございまして、これはどういったことによってどれだけの人がお亡くなりになられたかといったことを簡単に言いますと整理されたデータでございますが、それを熱中症につきまして１,０００人当たりで３年間割り戻してみましたところ、東京１に対して大阪１.５６といった、いずれにしましても大阪は熱中症のリスクが高く、また、実際にそれによる健康被害が多く発生しているということをご確認いただけるかと思います。

　このような状況の中で実際にどれだけの健康被害が大阪で起こっておるのかといいますのを下の表にお示ししておりますけれども、特に一昨年、平成３０年、気象庁が「災害並み」という言葉を初めて使われたわけですけれども、それに見合うと言っては何ですが、２９年から３０年にかけまして救急搬送者数が急に２倍になったと。その中でも、特にお亡くなりになられた方、表の一番右側でございますけれども、前年１人だったのに対して１２名の方がお亡くなりになられたと。

　昨年はどうだったかといいますと、７割ほどに減少して５,０００人の救急搬送になっておりますけれども、死者数につきましては残念ながら１４名、これは全国１位という不名誉な結果になっておりまして、ちなみに、２位は北海道の１０名、埼玉の９名と、そんなふうに続く結果となっております。

　次ページをお願いいたします。

　これは環境省の同じ環境保健マニュアルからの抜粋でございますけども、どういったときに熱中症が起こるのかといったことを簡単に整理されているものでございますが、大きな要素といたしましては、「環境」「からだ」「行動」というこの３つの要素がございまして、この３つが重なりますと特に熱中症を引き起こすような状況につながるといったことを環境省からお示しいただいております。

　次ページをお願いいたします。

　こういった状況を踏まえまして、大阪府としてもさまざまな熱中症対策を市町村の皆様、また、民間の方々のご協力もいただきながら進めているところでございますけども、屋内につきましては、適切なエアコンの使用ですとか、しっかり水をとってくださいねといった、そういう啓発を徹底するということが重要だと認識しておりまして、こちらにつきましては引き続き皆様と連携をして取り組んでまいろうと考えております。

　ただ、空調が困難になります屋外、こちらにつきましては、なかなか今まで対策が十分にできておりませんでして、そういう屋外におけます暑熱環境の整備、これにどう取り組んでいくのかといいますのが課題だと認識しております。

　それに対しましては、具体的に、多くの人が暑くても待たざるを得ないような、いわゆる熱中症にかかるリスクがあるようなところ、具体的には駅前広場でありましたりとかバス停、そういったところで暑熱環境の改善、そういうものにつながるような対策をとっていきたいと考えております。

　そういう対策をとっていくために、最初のところ、森林環境税の条例の改正のところでご説明をさせていただきましたように、大阪府の状況は大変厳しい状況でございますので、緊急・集中的にそうした府民の健康被害の発生リスクを少しでも下げるようなことができるそういった対策をとっていきたいと。そのために必要な安定的な財源を確保するために、森林環境税を改正させていただいて、使途を山に加えましてこうした都市緑化を活用した猛暑対策、そういったものに活用していくといった検討を進めて、議会でもご了承いただいたところでございます。

　次ページに、大阪府として取り組んでおります猛暑対策の全体像をマトリックスにして整理させていただいております。

　縦軸に上が屋内、下が屋外、左側が普及啓発、いわゆるソフト対策、右側がハード整備としまして環境整備というマトリックスをつくっておりますけれども、この白のところが現在取り組んでいるところでございまして、主にソフト系、左側のところを中心に行っているものと屋内を中心に行っているというのをご覧いただけるかと思いますが、右下のところ、いわゆる屋外の環境整備といいますのは、先ほどご説明させていただきましたように手薄になっております。ここに対しまして大阪府として今までできてなかったところにつきましてもしっかり取り組んでいくんだといったことからハッチングをかけたところでございますけども、都市緑化を活用した猛暑対策、これを次年度から４年間、緊急・集中的に取り組んでいこうとしたものでございます。

　次ページ、（２）－６ページをお願いいたします。

　こちらにこの猛暑対策事業の概要をお示ししております。事業目的につきましては、繰り返しになりますが、猛暑から府民の安全安心を守るということ、それに加えまして、２０２５年の大阪・関西万博の開催でありますとか、増加をし続けておりますインバウンド、これに対する対応を見据えて取り組んで行こうといったことを事業目的としております。

　対策の内容といたしましては、緑化を必須といたしまして、それにさまざまな暑熱環境の改善設備がございますので、例えば微細ミストでありましたりとか、保水性舗装でありましたりとか、その場所場所の特性に応じましてこうした対策を緑化と組み合わせることによって涼しい空間を形成していくといったことを対策の内容としております。

　イメージといたしましては、その下に駅前広場と、それからバス停をお示ししておりますけれども、こういったぞれぞれの場所の特性に応じた対策の組み合わせを考えております。

　これらの場所につきましては、それぞれ管理者がいらっしゃいまして、駅前広場でありましたら主に市町村、それから、単独のバス停ですとバス事業者さん、駅になりますと鉄道事業者ということになりますけども、この３カ所に対しまして、この４年間で１５０から２００カ所、こういった対策を展開してまいりたいと考えておりますが、対策を実施しますのはそれぞれの施設の管理者ということになってまいりますので、大阪府といたしましては、それらの施設管理者がこういう猛暑対策に取り組めるような財政的な支援をこの対策の中で実施していくということになっておりまして、その下の助成内容のところでございますが、駅前広場と、それから単独のバス停、これにつきましては、１事業箇所当たり１事業者へ１分の１、イニシャルにつきましては１００％の助成を上限１,５００万円で実施していこうという内容になっております。１分の１としておりますのは、やはり緊急・集中的に対策が必要だといったことから、イニシャルにつきましては１００％を助成するといった考え方でございます。

　それに対しまして、駅のプラットホームの中、いわゆる改札の中につきましては、料金抵抗があってそれだけ公共性が低いといったことから、助成の割合につきましては２分の１、ただし上限は１,５００万円と、こういった２つの区分を公共性に基づきまして分けながら、緊急・集中的にそれぞれの施設管理者がこういう猛暑対策にご協力いただけるようなご支援をしていくといった内容になっております。

　一番下のその他のところでございますけども、こういった対策を実施していただくに当たりまして、助成を受けていただく事業者の皆様にはこの２つの取り組みをしていただきたいということで、補助要件のようなものになりますけれども、猛暑対策事業としてこういう施設を整備したんだよと、それを示すとともに、その利用促進に取り組んでいただくということが１つ、それからもう１つは、これをきっかけにしまして、今までもいろいろな猛暑対策、ソフト系を中心に取り組んでいただいてはおるんですけれども、さらに熱中症の発症リスクの軽減に向けた独自の取り組みをやっていただきたいと、こういう２つのことにつきまして条件設定をしてご協力をお願いしていこうと考えております。

　以上が猛暑対策の概要でございます。

　次ページをお願いいたします。

　次ページからが猛暑対策事業の進め方を整理したものでございまして、こちらのページには、表で補助申請の受け付けからこの評価委員会の評価までの流れを今年度からの分として書かせていただいております。

　現在環境省がまちなかでの暑さ対策をどんなふうにすれば効率的に進めることができるのかといった技術等をいろいろ提示されました「まちなかの暑さ対策ガイドライン」というのがございますけれども、それを参考に制度設計を進めて、補助要領を作成しているところでございまして、できましたら今年の夏にでもより多くの箇所でこういった猛暑対策に取り組んでいただけますように、最大限の前倒しでこの事業を進めてまいりたいといった観点から、今月中にはこの次年度分でございますけれども、平成２年度分の猛暑対策事業の補助の申請を募集するといったことを考えております。

　年度内に対策箇所につきましては決定をいたしまして、４月の早々にでも事業者に対する補助金の交付決定を行って、その後につきましては、各事業者とこの環境省の「まちなかの暑さ対策ガイドライン」を共有した上で、それに基づきましてより効率的な猛暑対策が現場で実施できるように、私どもとして指導をしてまいりたいと考えております。

　６月に開催いたします定例のこの評価審議会につきましては、令和２年の猛暑対策事業につきましてはどういう箇所を補助対象としたのかということをご報告させていただきます。

　また、１１月につきましては、その対策の進捗状況のご報告になりますが、幾つかの箇所につきましては夏に対策を実施していただいているかと思いますので、それもあわせまして報告させていただくということを考えております。

　年度末までに令和２年の対策につきましては事業を完了していただきまして、次年度の夏にこの対策を実施していただくということでございますので、令和３年の６月の審議会の中では、令和２年度につきましてもこういった対策の状況になっておりますといったその整備状況、実施状況をご報告させていただくことを考えております。

　７月から９月にかけまして、ここで大半のところで２年度に補助いたしましたところで実際の対策、設備が稼働して、その効果を現地に私どもが赴きましてそれぞれの箇所の確認をさせていただくと。

　それの結果を踏まえまして、１１月にその自己評価をご報告してこの場でご評価をいただくといった、大きくこういった流れを今後考えております。

　次ページをお願いいたします。

　そういった事業をどういうふうに今後私どもとして採択していこうとしているのかというのを骨格だけをお示ししますが、大きくは２段階での選定を考えております。１つは募集します条件に合致しているということ、その上で優先順位をつけていくということでございまして、また、これ、検討状況でございますので、本日は骨格しか示せておりませんので、前の画面でパワーポイントで、今、案の段階でございますけども、こういった考え方で今選定を考えておりますということをご紹介させていただきたいと思いますので。

　会長、申しわけございませんが、席をちょっとお変わりいただけますようにお願いいたします。

　少しお待ちください。

　まず、左側のところでございますけども、大阪府といたしまして、今回、右に記載しておりますような募集条件に基づきまして補助募集要領を策定いたしまして、府内の市町村の皆様、それから、バス・鉄道事業者といった民間事業者の皆様、それと、場所によりましてはまちづくり協議会をつくって駅前広場等を管理されているといったところもございますので、そういう民間事業者の団体、そういった方々を対象に募集を行ってまいります。

　募集に当たりましては、右側に書いておりますように、これ、事業の目的そのものでございますけれども、暑くても屋外で待たなければならないような場所、そういうとこであるのかということをまずご確認をさせていただきます。その上で、対策技術をどう選定していくのかということにつきまして、まず、これも事業趣旨に沿ったものでございますけども、都市緑化、これがまず含まれていること。これは既存樹木の改良といったような、例えば樹勢回復といった、そういったことも中に含めております。

　それとあわせまして、暑さ対策をする上でやはり直達日射をいかに防ぐのかということが、これが大変重要になってくると考えておりますので、この日射を防ぐ対策、具体的にはそれが緑陰であったり人工の日よけであったり、いろんなものがございますけれども、既存のものを含めましてそういう対策が講じられていること、この２つを必ず備えているということを条件にしております。

　それから、３つ目といたしましては、そうした対策を実施していくに当たりまして、対策をいろいろ組み合わせていくわけでございますけれども、その対策が有効に働きますように、これも環境省のガイドラインに記載の分でございますけれども、下のポツの３つに書いておりますような、こういう点のチェックをしていただきたいと考えておりまして。

　具体的には例えば保水性ブロックを設置するといったご提案があったときにも、それはやはりできましたら日なたではなくて日陰のところ、直達日射が届かないところでやっていただくといったお話ですとか、このごろミストをいろんなところで対策をとられておりますけれども、風が強いところではミストが十分な効果がありませんので、そういった風、現地の状況を勘案して現場の特性に応じた対策が導入されているということをちゃんとチェックするということ。

　それから、２つ目の設置場所につきましてですけれども、例えばでございますけれども、遮熱性塗装をする。例えばですが、舗装を白く塗って、東京都のオリンピックのときなんかよくご覧になられたと思いますけれども、ああいう対策が出てきたときには、あれは日光を照り返しますので、近くに人がいますとそこに当たってしまったのでは本来の趣旨に外れてしまいますので、そういったことがないようにといったことですとか、例えばミストを設置する場合にも、どうしても道路のほうに流れてしまいますと交通事故を誘発するといったこともありますので、そういう設置場所、それから、運用の留意点がこのガイドラインに沿った内容になっているかといったことをチェックしてまいります。

　緑化につきましては重要な要素でございますので、一番理想的なのは、高木が植えられて緑陰ができて、その日陰ができるといったことでございますけれども、それに加えまして、例えばバス停の近くでありましたら、前の道路からの赤外放射を大型プランターを設置することによって防ぐといった、そういう何らかの暑熱環境の改善につながっている緑化であるということがはっきり確認できるということをチェックポイントとしてまいりたいと思っております。

　以上が技術的なことばかりを並べておりますけれども、今回対策を実施していくところはまさにまちの顔とも言うべき駅前広場でございますので、その景観につきましても配慮が必要だと考えておりまして、大阪府並びに市町が景観法に基づきます景観計画を策定しておりますので、本来であれば大阪府ですと２,０００平米以上の建築面積または２０メーター以上の高さの建物がこの景観法の規制の対象になってまいりますが、今回のこの猛暑対策につきましては、この景観計画に合致しているということを条件に入れることにしております。

　これが大阪府におけます景観計画がどこで策定されているのかということを示した分でございますけれども、府内の１８市町で景観計画が策定されておりまして、ちょうどピンクのドットが入っている部分ですけれども、この部分につきましてはそれぞれ市町の全域が景観計画がかかっておって、そういった色彩でありましたりとか意匠でありましたりにつきまして規制誘導はやっております。

　大阪府は山のラインですとか湾岸のラインですとか主要な道路、それから河川につきまして、また、歴史街道につきまして、その沿道で規制をかけておりますので、こういった区域につきまして申請が出てきたときには、それぞれの景観計画と合致するような内容になっておるということをチェックポイントとして持っていこうと思っております。

　なお、白抜きのところがございます。これはそれぞれの市さんが景観計画を策定していないところでございますけれども、こちらにつきましては大阪府の景観計画の準用を働きかけていくということで、府域全域でそれぞれの景観が大阪府の景観計画の基準に合致するように誘導してまいりたいと考えております。

　戻りまして、そのほかのところでございますけれども、対策を実施していくに当たりましては、道路上での対策になってまいりますので、警察との協議でありましたりとか、また、周辺に店舗があって、ミストを設けたりしたときに皆さんにそれに対する理解をいただかないと対策を十分実施することができませんので、そういった事柄につきまして十分事前調整を行っていただくということ、それと、今回の対策につきましては、イニシャルを基本的に１分の１、大阪府から助成してまいりますが、受け取っていただいた市町村、また、公共交通事業者の皆様につきましては、設備によりますけれども、原則１５年間、設置した設備につきましては維持管理して適切に運用していただくということを条件として設定してまいることになっておりますので、そういった維持管理と運用がしっかりできる体制が確立されているということにつきましても確認をさせていただきたいと考えております。

　そのほか、補助金の内容が適正であるとか、無理のない工程であるとか、そういったことにつきまして募集条件を設定いたしまして、これをクリアできたものにつきまして、こちらにお示ししておりますように、それぞれ駅前広場、単独のバス停、それから駅、この３つに分けまして優先順位を設定してまいるということにしております。

　優先順位の基準につきましては、共通でございますけども２つ設定をしております。

　１つ目は、万博、それからインバウンド、これは事業目的のところでご説明させていただいたことでございますけれども、そういった利用の多い駅・バス停、これを優先順位１に設定しております。

　具体的には、万博会場へのアクセス駅、これは例えば弁天町ですとか桜島といった会場に近いところ、それと、下の広域交通拠点と重なりますが、大阪ですとか難波ですとか関空ですとか天王寺、そういったところになってまいります。それと、世界遺産として百舌鳥・古市古墳群の近隣の駅・バス停、そういったところを具体的な候補場所と考えております。そのほか、私たちが把握しておらないんですけれども、地域によりましては大変外国の方がよくいらっしゃるといった場所もあるかと思いますので、それらにつきましては、申請者の方から具体的なデータをお示しいただいてご説明いただいた上で個別に判断をして、この優先順位の１の中に入るかどうかというのを判断してまいりたいと考えております。

　２つ目は、受益者最大化の観点から、それぞれの場所で、駅であれば乗降人員数、バス停であればそこで待っておられる方がどれだけ多いのかと、その多さに応じまして優先順位を設定していくといったことでございます。

　なお、バス停につきましては、例えば病院の近くのバス停でありましたりとか福祉施設の近くのバス停でありましたりとか、乗降人数は少ないんだけれども、そこが暑さに弱い方にとって必須の場所だという、そういうところにつきましては、個別に判断をした上で優先順位を設定するといった考え方を持っております。

　そういった整理をした上で、年度ごとの予算の範囲内で、４年間で１５億でございますけれども、年度ごとの予算の範囲内で順次採択を進めていくといった、こういう考え方を持っております。

　以上でございます。

【増田会長】　　ただいま５－２の資料に基づきまして、猛暑対策用の緑化、都市緑化についての事業についてご説明ございましたけれども、何かご質問、ご意見等ございましたら。

【梶原委員】　　ちょっとすいません。これ、説明くださったのは、（２）－８のこれを詳しく説明くださったことになるんでしょうか。それとも、中身が違うから、差しかえでということなんでしょうか。まず最初にそれを確認させてください。

【増田会長】　　いかがでしょうか。

【仲みどり企画参事】　　（２）－８の、これは骨格部分だけお示ししていますけれども、まだ検討段階でございますので、これの検討中の案としてご説明をさせていただいております。

【梶原委員】　　もっと、だから、大分中身が違いますよね。まず最初に置かれている場所なんか。すいません、この紙、もらえないんですかね、今の投影されているやつは。だって、これじゃないんでしょう。あれで議論してくださいと言うんだったら、あの紙があったほうがよろしい。これをくれるんだったらあの紙も欲しいなと思ったんですけど。それはそれでよろしいです。

　すいません、冒頭の（２）－２のところで福岡県も出していただきまして。時々日本で一番暑くなるんですけど、大分県の日田市と福岡県の久留米市が大体競っている感じなので、たまに佐賀市が入るんですけど。ありがとうございます。

　幾つか質問させてください。（２）－６のところで、支援の仕組みのところで、１５０カ所から２００カ所で、１事業当たりこのくらいというのが載っているんですけど、これ、年度進行でどのくらいの予算額を想定されているかという記述がありませんので、それはどうされているのかというのを後で教えてください。

　それから、（２）－８ですね。先ほどのプロジェクションされた内容についてなんですけど、選考の基準というのを出されていました。これにはありませんけど。それで、場所を、まずインバウンドの方が来られるところをまずやりましょうと、優先順位ということですけども。これ、ちょっと戻りまして（２）－６に行くと、これ、助成の内容というのはバス停やタクシー乗り場のとこですね。これ、１分の１でされるということですよね。インバウンドの方に対しては、観光振興ということであるし、しかも事業者さんがそれで直接潤うわけですので、府民のためというよりは、どちらかというと海外からの人のためですよね。なので、そこに足して１分の１の助成をするというのは、府がその事業者に対して直接何か寄附している感じがするんですけど、その辺のところはどう理解したらよいのかというところ、この２点、すいません、お金の話ばかりで恐縮なんですけど、お聞かせください。

【増田会長】　　いかがでしょうか。

【北尾みどり推進室長】　　まず、予算の考え方なんですけれども、先ほども藤田先生からもご意見があって、毎年の税収と毎年の事業のどれくらいのリンケージがあるかということなんですけども、実はこの事業というのは補助事業の形になりますから、今回ご議論いただいた内容を踏まえて市町村に募集をする、事業者に募集をするということを通じて事業に手を挙げていただいて、それは今後採択をしていくということになりますので、今の時点でぴったり毎年の年次進行は幾らですということをなかなか申し上げにくい。進めていく中で具体的に例えば単独のバス停であればこれぐらい使うとか、駅前広場として駅の中ではこれぐらい使うといったような、標準ケースも出てきます。それを見ながら後年度以降の予算を整理して事業を進めながら考えていくところでございます。ただ、当初につきましては、まずは４分の１の金額を来年度予算として要求をさせていただいておりますので、その状況を見ながら、トータルとして１５億円の事業ができるように進捗を見ながら考えていると。

【梶原委員】　　幾らで？

【北尾みどり推進室長】　　３億７,５００万円が、来年度の予算になっているということでございます。

　もう１つは、インバウンドはインバウンドだけでということではなくて、もちろん府民の方も使われるそういうバス停等であるということが前提で、採択をする基準の１つとして、海外から来られる方も含めてたくさん使われる場所も選んでいくときの優先の度合いとして少し高く考えていきましょう。それから、もちろん利用者のニーズも高く考える。先ほど１位、２位という表示もありましたけども、トータルとしてそういうことを考えながら優先順位を考えていくということを思っています。

　ちょっと資料そのものは、先ほどもちょっとご説明しかけましたけども、最終的にまだ決裁が終わっておりませんので、また要領、要綱として議論が固まりましたときには、また先生方にも当然お配りさせてもらって、ご説明はさせていただくつもりでおりますので、よろしくお願いいたします。

【増田会長】　　２点目のね。予算にしてもそうで、基本的には４年間で、１５億入ってくる予算を年度に対して、要するに、ものすごい募集状況が多いから１年目で使い切るんですみたいな話ではなくて、４分の１ずつ予算消化をしていくんだったら４分の１ずつを一応目標として展開していきますみたいなやつは、できたらやっぱりこういうところに開示していかないといけないと思うんですね。それが１点。

　もう１点は、やはり今の話の中でいう税金を使う公的意味というのを、今、梶原委員のほうからご指摘されていて、それは極端なことを言えば鉄道事業者の収入につながるわけで、収入増につながるので公的意味がほんとうにあるのかどうかというご質問されていますので、なぜ税金を使って、要するに、しかも駅前広場にしろバス停にしろ、１分の１という補助をする公的意味についてもう少し明確にお答えいただきたいと。

【北尾みどり推進室長】　　すいません、１分の１のちょっとご説明が漏れていたかもしれないんですけども、説明の中にも一応設備、イニシャルは我々が１分の１で持ちますけれども、維持管理については１５年間お願いをしておりまして、その維持管理の経費は基本的に設置されます例えば市町村さんでありますとか交通事業者さんがご負担いただくということで、この１５年間ぐらいのコストを大体見ますと、設置イニシャルとほぼ同じようなご負担になるということで、我々としては、府と、それから設置する事業者さんとが協働でそういう効果が出てくる事業をやるということを考えているところでございます。

【増田会長】　　いかがでしょうか。

【梶原委員】　　あまり腑に落ちないんですね。多分そういう疑問を持たれる府民の方、多分おられるんじゃないかなと思うので、もう少しわかりやすい説明をなさるとか準備なさるほうがいいんじゃないかと。結果はわかるんですよ。たくさん利用者があるので、そういうとこを優先的にやりましょうということはわかるんですけど、けど、でも、そこって、ある意味事業主体がほかにおられて、そういうところをやっていくことも可能なので、つまり、在阪の私鉄なり、あるいはメトロがですね。ですから、ちょっと、すいません、腑に落ちにくいかなと。

　それと、もう１つだけ関連する質問なんですけど、これ、対象になる場所ということで、これ、説明いただいたとき、区域のところで。大阪府の景観計画に適合しているところを優先しますみたいなこと、ちらっと聞こえたんです。そうすると、大阪府の分じゃないとだめなので、大阪市とか堺市とか、こういうところは対象にならないという、そういう理解なんでしょうか。

【増田会長】　　いかがでしょうか。

【仲みどり企画参事】　　景観計画に合致してないと応募条件がクリアできませんよという、すみません、うまく説明できなかったかもしれないんですけども、優先するという意味ではありません。

【北尾みどり推進室長】　　市町村のものでも市のものでもクリア頂ければ。

【増田会長】　　私のほうが少し説明しますと、極端なことを言うと、暑さ対策でミストを設置したり、あるいは遮熱舗装をしたり、あるいは直達日射をカットしたりという形でいろんな装置が入って、それが極端なことを言うと駅前の景観阻害にならんとも限らないと。そういう意味で、駅前ですから、駅前の要するに公共空間の公共ガイドライン的なものの景観ガイドラインに合致したような、醜悪なものでないということが条件ですよという意味で、マイナーチェックというんですかね、提案されている内容が各市町村あるいは大阪府が持っている駅前の景観デザインガイドラインに合致しているかどうかということをチェックするという、チェック項目ですという意味の説明だと思います。それを優先するという意味ではなしに。そういう説明の仕方をきっちりしてほしいんですけれども、そういうことだと思います。

　よろしいでしょうかね。

　ほか、いかがでしょうか。

【鍋島委員】　　（２）－６の資料の中に、対策の内容として涼しさを感じる空間を形成するということを書かれてはあるんですけれども、涼しさを感じるということと熱中症を防ぐということがイコールではないので、ここのところがちょっと指標とか多分この後の話で出てくるところで、難しいところだなと思っています。熱中症を本気でなくそうと思ったら、木陰をつくったりするぐらいでは多分無理なので、ここの目的としては、涼しさを感じる空間を増やしていこうと。熱中症の発生リスクの軽減策に独自で取り組むということをあわせて効果を狙っていくということなのかなと思っていまして、それですと、このＷＢＧＴで後で評価するとなると結構苦しくなってくると思うので。ＷＢＧＴの差が、クールスポットをつくったけど差が出なかったということになってしまう可能性が高いなという気が少ししています。環境省のガイドラインに関しても、体感温度が下がるとかという情報はたくさん出ているんですけれども、やっぱりＷＢＧＴで何度下がるかというのは、あんまり情報としてもまだ出てないですし、たとえ体感温度が下がってもＷＢＧＴには変化がない場合が多いので、ＷＢＧＴだけで評価するのは危険かなと思っています。

　ＷＢＧＴ自身は熱中症の指標であるということを徐々に市民の方にも広がってきていると思いますので、今ここのＷＢＧＴが何度なのかなというのが見える化されたり、そういったことをあわせてやっていっていただけると、非常に普及という意味でも効果は高いかなと思いますので、実質的に涼しく感じる空間がつくれて、熱中症のリスクの啓発にもつながるという考え方のほうがいいかなと感じます。

【増田会長】　　よろしいでしょうか。これ、ちょっとやはり、議会でも承認されて予算化は進んでいますけど、あまりにも熱中症が背景にあって、それに基づいて熱中症の軽減につながるということは事前にも言っていますようにないわけで、極端なことを言うと、今の鍋島委員の話を聞くと、熱中症対策の啓発事業としてという話で、熱中症対策、ダイレクトな対策ではなくて、熱中症対策の啓発の１つのモデル的な啓発事業としてという何かやっぱりそういうきっちりと説明をしないと、下手に熱中症対策の背景ばかり言って、そしたらほんとうに要するに熱中症の発生リスクが下がるんですかというたら下がらないわけですよ。なぜ大阪が東京より多いかと言ったら、２８度を超えている日が多いから単純にリスクが高まっているわけで、だから、２８度を切るような日をこれによって誘導できるかというたら誘導できないわけで、だから、その辺の話をきっちりとうまく説明、府民がきっちりと公的価値を納得するような形でもう少し、少しきっちりとある可能性と限界性を踏まえて説明し切れないと、今みたいな誤解が発生したりしないようにということだと思いますね。

【蔵治委員】　　関連する意見なんですけど、この１５億円でしたっけ、トータルで。その財源は府民が納める税金の超過課税によるわけなんですが、その根拠となる条例は、大阪府森林及び都市の緑の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例という名前になっていまして、基本的には都市の緑というものは公益的機能を持っているので、それは具体的には暑熱環境を改善する機能だと思いますけど、それを維持増進するために増税させてくださいということが出発点なんだろうと思います。その出発点から外れたようなことをするという可能性が存在していると、それは批判を浴びるという構造になっているんだろうと思うんですが。

　今日聞いた説明では、都市緑化を必ず含めることという条項はついているんですけど、必ず含めることというのは、その事業の中で都市緑化がたとえ１％であっても含まれていれば、必ず含めることという条件をクリアしてしまうわけですね。だから、やはり本来のこの増税を府民にお願いしているという趣旨からして、都市の緑が持っている公益的機能を維持増進するんだという目的に照らしてふさわしい事業であることというぐらいの条件をつけないと、何かほとんど都市の緑と全然関係ないハード対策みたいなものが過半を占めているような事業ばかり応募してこられるんじゃないかということを非常に危惧するので、そういうところを十分配慮したような公募の実施要領にしていただけないかなと考えます。

【増田会長】　　ありがとうございます。

【浅野委員】　　暑さ対策、これはいいんじゃないかなと思っております。聞いておって、これ、やっぱり当初はそういう事業でやってもらえると。私の感じでは、やっぱり後の維持管理やとか、そして、それの次の器具を交換とかしたりするのは、そのとき一体どないなるのかなと私個人的には今そう感じました。

　この暑さ対策は確かにいいと思うんですけども、もともとやっぱり山林が整備されて、それがやっぱり第一にあると思うんです。先ほど蔵治委員おっしゃっていただきましたけども、森林環境税で各市町村に補助金あるやないかというお話をいただきましたけどもね。どんな計算をされておるのか知りませんけども、実際私どもは７０万円いただきます。７０万円では登山者に対する案内板ぐらいしか設置できません。だから、そういう形で、それは苦情ではないんですけど、さっき蔵治委員が言われたからね。いや、そんな補助金、そんなもろてるやないかと言われたら、どないしていけるかなという感じで。だから、最終的にやっぱり山林、我々のまちでは３６％が山林です。それを守っていくためには、先ほど言ったような形で大事に山林を育てつつ守っていくということはちょっと忘れないでいただきたい。これを決して悪いとは言いませんが、そういうことです。

【増田会長】　　ありがとうございます。

【藤田委員】　　ちょっと委員の意見と重複するところもあるかと思うんですが、本日の（２）－６の資料を拝見させていただくと、どうしても駅前広場での猛暑対策のイメージで都市緑化に当たる部分はどこかなと見ると、大型の緑化プランターと壁面緑化みたいな話になっていて、バス停でも緑陰というのが例示されていて、その都市緑化を活用するというその活用の度合いをかなり条例の趣旨に合わせて見ていかないと、せっかく、緊急対策の必要性というのはご理解いただけることかとは思うんですけれども、やっぱりうがった見方をすると、緑化プランターを置いたらいいのかみたいな提案をしてきたときに断れないみたいなことになってしまうと、やはりもともとの緊急対策として猛暑を選ばれるというのは非常に合点がいきますし、その中で都市緑化を活用するということもこの税の趣旨には合っていると思うんですけれども、活用の内容とかそういったことを今後しっかり精査した上で選定していただかないと、ちょっとこのイメージ図だけで、何か緑陰といって街路樹となっていますけど、ちょっと１本木を植えましたということで、メーンが全部この施設に入っていっちゃったりとかすると、とても残念なことになるんじゃないかなという懸念がございますので、ちょっとどうしてくれというわけではなくて、今後検討していただきたいと思います。

【増田会長】　　ありがとうございます。

　ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

　少しやはり、我々ここでやっている役割というのは、やはり条例という府民に対して約束した内容がほんとうにきっちりと反映されているかどうかということを評価していくというのが我々の役割でございますので、ここに書いている公益的機能を維持増進するというこの都市緑化が保有する公益的機能の維持増進ということに対してちゃんと評価できるということが募集要項上も採択基準上も明確化できるようにと。

　それともう１つは、そっちでも言いましたように、猛暑対策はいいんですけど、熱中症がそれによってダイレクトに減っていきますよみたいな、そういう誤解を府民に与えないようなシナリオをきっちりやらないと、これによって熱中症の患者が減りましたとか搬送件数が減りましたとかいうイメージ、間違ったイメージを伝達しないように、こういう気象災害とも言える猛暑対策に対する啓発事業として非常に重要な話と、それに伴う都市緑化の公益的機能の維持増進だということがちゃんとわかるということで、もう少し精査いただいて事業の展開をしていくということかと思いますので、よろしいでしょうかね。

　ありがとうございます。

　あと少し、５時という予定で進めてまいりましたけれども、少し大幅に延びておりますけど、もう１点、非常に重要な評価基準、先ほどもどうやって評価指標、でき上がった効果をどう計測するのかという点が残っておりますので、少しお許しいただいて、極力早く終えたいと思いますけど、ご説明いただければと思います。資料６ですね。

【村上森林整備補佐】　　資料６の評価指標について説明させていただきます。

　まず、危険渓流の流木対策事業についてですが、実施する事業が現行の森林環境税と同じであることから、評価の指標につきましても現行のものと同様のものとさせていただいております。

　まず、事業の実績、これ、毎年評価していただくものですけれども、これにつきましては、土石流・流木の実施箇所、計画の欄ですけども、これを５６地区、１,１６０ヘクタールに対しての計画としております。下に土石流対策と流木対策の４年間の計画数量記載しておりますが、これに対して事業の実績の評価といたしましては、事業の完了検査、完了をもって評価していただくということにしております。

　それから、減災対策ですけれども、森林の危険情報マップの作成と防災教室の計画回数を記載していますけれども、これにつきましての検証方法といたしましては、事業を実施した成果品と実施回数の確認ということをもって検証方法とさせていただいております。

　それから、右の欄に行きまして、事業の効果の検証の評価ですけれども、これは中間年と最終年度に評価していただくものなんですけれども、まず、土石流・流木対策に期待する効果といたしましては、事業実施地区の安全の向上ということで、土石流対策としましては土石流発生の抑制と、流木対策としましては流木発生の抑制ということで、その中に３つありまして、林床被覆率の増加というのと土壌浸透能の向上、表面浸食の抑制ということを効果に挙げさせていただいております。

　検証方法といたしましては、事業実施地区での効果検証としまして、土石流対策としましては、事業実施の確認をもって検証とさせていただくということにしております。流木対策に関しましては、対策未実施地区との流木発生の比較調査というものと、これも一緒なんですけども、強度間伐未実施地区との植生等の比較調査をもって検証とさせていただきたいと思っております。植生調査等の比較検証の中には、重なりますけれども、林床被覆率の測定と人工降雨装置を用いた土壌浸透能の測定、土砂受け箱を用いた表面浸食量の測定を挙げております。

　減災対策に関しては、防災意識の向上部分で、地域住民の８割の方の防災意識の向上を期待する効果としまして、地域住民へのアンケート調査を実施していくことを検証方法とさせていただきました。

【増田会長】　　続きまして、緑化のほうをよろしくお願いします。

【仲みどり企画参事】　　下段でございますけれども、事業実績につきましては、４年間で１５０から２００カ所のこの対策実施を計画しておりますので、その箇所がそれぞれ何カ所年度ごとにできたのかということを整備内容を報告させていただきたいと思っております。

　整備内容につきましては、それぞれ緑化をはじめとしてどういった工種、さまざまな暑熱環境改善の工種がございますけれども、どういった箇所でどういった工種、緑化等がなされたのかということを評価シートの中でご説明できるようにしていきたいと思っておりまして、また、評価シートの具体的な内容、構成につきましては、また委員の皆様からご意見賜りまして整理をしてまいりたい、その上でご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

　右側の中間年と最終年の事業効果につきましては、２つ項目を設定しておりまして、先ほど鍋島先生から、測定、難しいよというご意見を頂戴しておりますけれども、暑熱環境の改善効果の発現といたしまして、暑さ指数、ＷＢＧＴがどれだけ下がったのかということ、それからもう１つは、そこを利用される府民等の皆様がその場所が涼しくなったと感じるかどうかと、この２点を項目として挙げておりまして、それぞれ測定、検証の方法といたしましては、対象の対策を実施した箇所とその近隣での未実施箇所をＷＢＧＴを測定いたしまして、その比較によってどれだけの改善効果があったのかというのを私どもも現地に出向きまして測定をしてまいりたいと考えております。

　また、アンケートを実施することによって、これは事業者へそれぞれ実施していただくことを考えておりますが、アンケートを実施して、ほんとうに涼しくなったと感じる人の割合がどれだけあるのかといったことを確認すると、こういった方法で事業効果の検証を行ってまいりたいと考えております。

　以上でございます。

【増田会長】　　いかがでしょうか。

　これ、多分先ほどの話からいうと、緑のほう、緑化のほうですけど、検証方法で極端なことを言うと、それによって緑被率なりあるいは緑視率なりがどれぐらい向上したのかとか言わないと、例えば先ほど言ったように都市緑化の要するに公益的機能の維持増進ですよと言いながら、ほとんどがミストの費用に使われましたとか、ほとんどが遮熱舗装に使われましたということになると、なかなか矛盾が発生していて、だから、ここの整備内容の報告という話の中で、要するに緑化工がどれぐらいで設備整備工がどれぐらいで舗装工がどれぐらいやとかいうことがちゃんとチェックできるようにと。

　緑化というのはご存じのように、プランター緑化というのは下手したらエネルギー消費の非常にかかる消耗品になり得る可能性が大きくありますので、緑の持つ公益的機能については、そのあたりのことも少し考える必要があるのではないでしょうか。

　あともう１点。

　藤田委員、ございますかね。

【藤田委員】　　ご報告ありがとうございました。アンケートについてそれぞれにぜひご検討いただきたいなということについて、意見として申し上げます。まず、上の従来からの件についての防災意識の向上ということにつきましては、８割でなければならないのかと。ビフォア・アフターという評価で、例えば６割が７割になっても、やっぱり１割の人は意識が向上したということであれば、それも評価はありなのかなということで、ちょっと評価の仕方とどのように調査仮説を立ててアンケートを設計するのかというところについては、ちょっと次回以降またご報告いただきたいなと思います。

　２点目なんですが、都市緑化について事業者さんにアンケートをしていただくというご説明があったかと思うんですけれども、これはもうちょっとさらに悩まして、報告だけをもらうのではなくて、どういうアンケートをされるのかというのを事前にチェックしておいたほうがいいんじゃないかなということで、調査項目もそうですし、調査対象者であるとか検証項目であるとか、せっかく大がかりにきっととられることになると思うので、継続して効果とか評価ができるような形できちっと制度設計をしたアンケートをしていただいたほうがこの事業の継続性という議論にもつながっていくんじゃないかなということで、感想を聞くためのアンケートというのはちょっとあんまり、どんな分析をするのかとかちょっとイメージが湧きませんので、またこちらにつきましても、丸投げということはないと思うんですが、少なくともこういった項目については入れてくださいとか、そういったお願いはできるんじゃないかなと思いますので、ちょっとその量的調査をされるということについて、ぜひご検討いただきたいと思います。

　以上です。

【増田会長】　　ありがとうございます。

　あと、先ほど鍋島委員、このＷＢＧＴのところの計測、これだけでいいのか、あるいはほかにも計測しといたほうがいいのか。これは、ＷＢＧＴは未実施の駅前広場と実施されているところというところの比較論をやっていますけど、それでいいのかどうか。そのあたり、いかがでしょうか。

【鍋島委員】　　比較対象を何にするのかというのがすごく難しくて、例えば高い建物が駅前にあって、広場が全体陰になっていますというような広場で対策した所としてない所を比較したら、ほぼ変わらないとなってしまったりするので、いつ測るかも結構難しいですし、それから、ある瞬間だけだとそれこそ逆転してしまっていたりということもあり得るので、できればちょっと時間的には長目に、ずっと計測器を設置してもらって、長い目で見て少しでも効果が出ていたのかどうかというのがチェックできるようにしていただければなということと、あと、比較対象の選び方とかというのも、ある程度指導なり、こういうふうに測ってくださいということを言わないと、結構難しいところなので、そこも含めて何かマニュアル的なものがつくれればいいのかなと思います。

【増田会長】　　わかりました。それ以外の項目は測っておく必要はないですか。このＷＢＧＴを出そうと思うと、いろんな、気温やとか湿度やとか……。

【鍋島委員】　　ＷＢＧＴには、気温と湿度と放射が入っているんですけど、風速がやっぱりちょっと評価できにくいので。だけど、人が感じる涼しさって、風速が結構大事で、風が吹いて涼しいというのは、例えばミストファンなんかをつけたときには、多分体感的にはその涼しさは感じられるので、だけど、ＷＢＧＴで測ると差が出ませんでしたみたいなことになるので、風速は測ったほうがいいかなとは思うんですが、ちょっとＷＢＧＴよりハードルが高いというか、風速センサーはちょっとハードルが高いので、そういう意味では、アンケートをうまく活用して、涼しいと体感してくれる人が多くなったかどうかという評価を組み合わせていくというのがいいかなと思っています。

【増田会長】　　ありがとうございます。

　ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【蔵治委員】　　またしつこくて申しわけないんですけど、何が評価されるかということが非常に重要で、それが決まるとみんなそれに向かって努力し始めるということになりますので、やはりおそらく都市の緑の有する公益的機能としての暑熱環境の改善というのは、やはりこういうほんとうに人が、アンケートにしろ、人がどれだけ感じたかということだけにしてしまうと、圧倒的にその都市の緑の部分というのはそれだけで評価しようとすると弱いので、そっちじゃないほうに偏ってしまうような印象があるので、その都市の緑の有する公益的機能がどれだけ維持増進されたかということに直接結びつく何らかの項目を入れなきゃいけないんじゃないのかなとすごく強く思います。

【増田会長】　　ありがとうございます。

　例えば大阪市なんかの緑の基本計画では、定点を決めて緑視率調査をしています。それは視野の中での緑量の増加量という形で緑そのものの量。質までは捉えられないですけど、少なくとも質に近い量を捉えるとか、そういうことはございますので、少しご考慮いただければと思います。ありがとうございます。

　よろしいでしょうか。

　ありがとうございます。

　少し初年度新たに補助対象が変わったということで、少し時間をとっていただきましてありがとうございました。特に危険渓流に関しましては、前回からの継承事業に近いですので、ある一定、５年間やってきた実績がございますから、比較的スムーズに展開していけると。それに対して、都市緑化に関しましてはまだまだ制度設計が少し追いついてないところがございますので、この会議を再度開いてということにならないと思いますので、少し会長のほうにお預けいただいて、今日出た意見を反映した形で運用できるようにということで進めさせていただきたいと思いますので、皆さん方のご了解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

　少しそういう形で、もう少し詰め切らないと、なかなか公募事業をスタートして、さあ、事業を動かしていくよというところについてはまだ少し検討を深めないといけないところがあろうかと思いますので、鋭意努力をしていただければと思います。よろしくお願いしたいと思います。

　一応私のほうでお預かりしておりました議題に関しましては以上かと思います。ほんとうにタイムマネジメントも非常に悪く、申しわけございませんでしたけれども、事務局のほうにお返しをしたいと思います。

【北尾みどり推進室長】　　それでは、最後に一言だけということで。

　ほんとうに長い時間になってしまいまして申しわけございません。いろいろご意見を賜りまして、ほんとうにありがとうございました。

　増田先生、最初冒頭言われました府民からお預かりした税金をしっかり使う、それを先生方に評価してもらうというのが一番でございますけれども、他方で、今日も含めて痛感しましたけども、こういった場でご意見を賜ることによって事業そのものも育っていくのかなと思っております。新しく取り組む事業につきましては、これからご意見をいただいて、どんどんいいものに育てていきたいと思いますので、どうぞこれからも引き続きご指導賜りますようによろしくお願いをいたしまして、最後の言葉とします。ありがとうございました。

【増田会長】　　どうもありがとうございました。

【司会（髙橋森林支援主査）】　　これで予定しておりました内容は全て終了いたしました。委員の皆様には長時間にわたりましてご討議いただき、まことに感謝申し上げます。

　以上で第９回評価審議会を終了させていただきます。

　なお、本日の議事概要につきましては、委員の皆様方にご確認をいただいた上で公開とさせていただきます。準備が整い次第送付させていただきますので、ご確認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

　また、次回につきましては、６月の開催を予定しております。後日改めて日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　本日は、長時間にわたりありがとうございました。

――　了　――